

協働環境委員会会議録

令和元年11月12日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:44

【 案 件 】

1. 公共交通・お出かけ支援について
2. 健康づくりについて

【 報告事項 】

1. 飯塚市人権問題市民意識調査について 【人権・同和政策課】
2. 飯塚市交流センター整備状況について 【まちづくり推進課】
3. 公用車による交通事故の発生について 【環境整備課】
4. 工事請負契約について 【契約課】
5. 「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」素案及び現戦略の外部委員会による検証結果について 【総合政策課】

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「公共交通・お出かけ支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

おでかけ支援につきまして、買い物支援対策事業（買い物ワゴン）の運行及び利用状況について、2019年、令和元年9月末現在の資料に基づき、ご説明いたします。今回提出いたしております資料は、前回の本委員会で提出いたしました資料の内容につきまして、変更点のみを説明させていただきます。

資料1ページをお願いします。まず、(エ)運行期間・運行日数等におきまして、前回は筑穂の運行期間で、9月から再開予定とお示しておりましたが、9月から再開となっております。それに伴いまして、(エ)運行期間・運行日数等におきまして、運行予定日数が合計で75日となっております。また、庄内につきましては、8月から運行を開始しましたので、運行時間、運航予定日数、運行ルート数、運行車両台数をそれぞれ記載いたしております。(1)2019年度(令和元年度)の運行概要の変更点につきましては以上です。

資料2ページ目をお願いします。2.利用状況につきましては、(1)利用状況・年次推移におきまして、それぞれの年度ごとの運行事業費を追加で記載いたしております。また、前回提出の資料では、令和元年度6月末までの利用者数を示しておりましたが、今回の資料は令和元年度9月末までの利用者数を示しております。(2)地区別利用状況につきましても、それぞれの地区におきまして、利用者数、1日平均利用者数、運行日数を9月末の数値に更新いたしております。1日平均利用者数におきましては、前回の6月末より、約1人増加しております。昨年度と比較しますと、全体平均約6人ほど増加しております。今後も買い物支援対策事業、買い物ワゴンの運行及び利用状況について、的確に把握し、検証を行いながら、本閉会中の委員会でご報告、ご説明させていただきます。以上、簡単ではございますが、買い物支援対策事業、買い物ワゴンの運行及び利用状況についての説明を終わります。

○地域振興課長

続きまして、地域振興課から説明いたします。資料1、3ページ、4ページをお願いいたします。前回の委員会に提出させていただいた資料を、9月末時点に改めたものでございます。予約乗合タクシーとコミュニティバスの利用者数等を記載しております。

次に、資料2をお願いします。これは、8月8日の協働環境委員会において、要求された資料でございます。全部で27ページありますので、少しずつ説明させていただきます。1ページには、コミュニティ交通の運行方式等の変遷としてコミュニティバス、予約乗合タクシー等の導入時期、運行方式の変更等の変遷について、記載しております。次に、2ページ、3ページでございます。年度ごとの各交通機関の運行内容の改善、変更事項を記載しております。次に、4ページから10ページの説明をさせていただきます。飯塚市地域公共交通協議会や飯塚市議会における協議及び報告につきまして、記載しております。次に、11ページから19ページでございます。飯塚市地域公共交通協議会や飯塚市議会における協議等で用いました利用状況等のデータ類、また、20ページから23ページには、交通に関する市民モニタリング調査として実施しておりますアンケート調査等の実施結果を記載しております。24ページをお願いします。24ページは、コミュニティ交通における課題、25ページはコミュニティ交通の今後の事業運営に関する基本方針を記載しております。26ページをお願いします。予約乗合タクシー運行事業者や、予約受付センターとの協議、最後に、27ページでございますが、市の内部協議について記載しております。

最後に、資料3をお願いいたします。11月7日に開催された公共交通協議会において、「西鉄バス筑豊株式会社による乗合バス路線一部廃止の申し出について」報告がなされましたので、その概要を説明いたします。このことにつきましては、令和元年10月4日付で、西鉄バス筑豊株式会社より、飯塚市長宛てに、乗合バス路線の一部区間廃止についてとして、2路線について通知がっております。まず、庄内・伊岐須線の一部区間の廃止等について説明させていただきます。資料1ページをお願いします。当該路線につきましては、飯塚バスターミナルを中心に西側に二瀬地区の西相田、鎮西地区の坂の下から東側に庄内地区の仁保を經由し赤坂橋、また、飯塚東地区方面へ山内を經由し、柏の森ヒルズをつなぐ路線で、緑色でお示ししております赤坂橋から近畿大学前までの間5.52キロ、及び柏の森ヒルズから中島組までの間、3.22キロが対象区間です。次に、潤野・鯉田線の一部区間の廃止等について説明させていただきます。資料2ページをお願いします。当該路線につきましては、飯塚バスターミナルを中心に西側に鎮西地区の潤野下区を經由し、坂の下及び明星寺団地から北側に幸袋地区の吉北団地及び頼田地区の明治坑をつなぐ路線で、緑色でお示ししております吉北団地から飯塚市役所までの間5.72キロ、及び蓮台寺から潤野下区までの間3.56キロが対象区間です。この2つの路線につきましては、来年9月30日をもって廃止を予定しているものです。本件につきましては、今後、市と西鉄バスとの協議を行うとともに、飯塚市地域公共交通協議会での協議を行っていく予定でございます。なお、当該案件につきましては、所管部署が商工観光課でございますので、本日の報告は、先日の協議会の報告にとどめさせていただきます。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

まず、最後の報告にありました西鉄バス関係の部分なんですが、協議会の報告というのに関しては、資料等はこちらのほうはアップされておりましたか、どうでしたっけ。

○地域振興課長

今、資料として提出させていただいているものが、この前の協議会の資料でございます。

○江口委員

それでは、協議会の中での協議の状況について、お聞かせいただけますか。

○地域振興課長

まず商工観光課のほうから説明がございまして、その後、協議会の会員の方から質疑が行わ

れております。その中で、まず公共交通会議の存在意義や、廃止の件についての、いわゆる質疑、それから今回の公共交通協議会で、突然、この路線廃止の件が出されたことなどについての質疑が行われております。

○江口委員

所管が商工のほうなのでということで、あまり深入りをしないようにとは思いますが、まずもってこの路線自体、もともと赤字の数字なのか、黒字路線なのか、利用者としてはどのぐらいいるのかというふうな議論とはあったのかどうか。あっていないにしても、データをお持ちでしたら、お示しいただけますか。

○地域振興課長

報告の中で赤字というふうなことは説明されておりましたが、その際、詳細なデータ等は示されておりません。利用者数等の数字も当日は示されておりませんでした。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今、最後に報告された西鉄バスの新たな路線廃止のことについても重大だと思いますが、その前に公共交通ということで、宮若市共同コミュニティバスについて、JR路線の廃止に伴って、本市と宮若市が共同して代替機能を果たしていくと。その際について、それに当たっては、従前よりもバス停をふやすとか、地域の要求を聞いて、そういう工夫もされておるんですけれども、その後、運行状況はどうなっているか、お尋ねします。

○地域公共交通支援室長

10月1日から宮若市と共同でコミュニティバスの運行を行っております。利用状況につきましては、想定した利用状況よりも、さきの10月の2週間程度の実績ですけれども、利用状況が多く、運行に関しまして、住民の方、また宮若市のほうから、苦情や問い合わせというのは特にございません。

○川上委員

バス停を見ていると、緑と白と赤かな。字も大きくて、濃くて、バス停が見やすくなりましたね。バス停もふえたということなんですけど、JRが同じ努力すれば、利用者ももっと確保できたのではないかという気がするんですけど、JRで難しかったんですかね。

○地域振興課長

誠に申しわけございませんが、それにつきましては、こちらのほうの所管ではございませんので、ちょっとそこまでの話はちょっと、今回の件では、お答えできかねます。申しわけありません。

○川上委員

今言ったくらいことは、JRで当然できることなんですよね。それで、JRがずっと言っているのは運転手が足りないという、西鉄と同じようなことを言っているわけですよ。赤字のことはあまり言ってないんですよ。その補填してもらわなければならないから。お金を補填してもらっても、運転士がいなければバスが走らないという言い方をしているわけですね。それで、この人材不足について、大もとの問題の一つとして、本市としても認識しておく必要があるのではないかというふうに思うんです。このことは、先ほど言いました西鉄バスの2系統の廃止についてにもかかわることだと思います。そこで、再来年度から新しい公共交通の計画でいくということで、来年度いっぱいかけて、新しい運行のプランをつくり上げていくということなんですけど、それについて、素案をつくり出すということになっていたんですけど、その素案について、素案をつくって市民の声を聞くのではなくて、素案に市民の声を反映させる必要があるという質問をいたしまして、それはそうですということになったと思うんです。素案の準備の状況、市民の声をどう反映させていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○地域振興課長

前回の委員会で、そのようなご指摘ありましたので、今アンケート関係を実施しているところでございます。

○川上委員

市民モニタリングというのをやっているんですね。ヒアリングとアンケート、サンプル対象が1千人というふうになってますけど、そのことですか。この提供資料の中の。

○地域公共交通支援室長

ただいまご説明しましたアンケート調査につきましては、さきの委員会の中で、予約乗合タクシーや買い物ワゴンの利用者に対して、直接、ご意見等を聞くような調査をしてはどうかというご意見もありまして、今後の公共交通体系を考えるに当たり、そういった意見を聴取しようということで、現在、アンケート調査を実施しております。その調査のことです。

○川上委員

ちょっとぎくしゃくしたけど、その素案にそれを反映させるためのアンケートじゃないんですかね。

○地域公共交通支援室長

このアンケートの結果につきましても、素案を作成するための貴重なデータとして活用したいというふうに考えております。

○川上委員

これは、提出資料を読みましたが、かなり貴重な資料だと思います。それ以外の市民の声を聞く場面、機会はどのようなふうになってますか。

○地域公共交通支援室長

地域の声ということで、現在、買い物ワゴン等、各まちづくり協議会のいろんなグループの中で、この交通体系といった課題や、買い物についてのいろんなお話し合いをされている状況がございます。そういったところに私どもも参加させていただく中で、実際に各地区、いろんな特色がございますけれども、どのような需要、利用状況があるのか、どのような課題があるのか、そういったことをお聞きしながら計画を作成していきたいと、そのように考えております。

○川上委員

その際、意見を述べる側の市民、意見を求められる側は、自分の意見が再来年度からの新しい運行計画のための素案に反映させられるものという認識を持って、意見だとか要望とかを述べているのでしょうか。それとも、今の話だとなんとなく漫然と、どうですかというふうに聞いているようにも思うし、素案づくりとの関係の認識があるかということなんですけど、どうでしょう。

○地域公共交通支援室長

今、質問者がおっしゃっていますように、新たな交通体系を構築する、検討するための調査として、いろんな方からのご意見等をお聞きしたり、また各種データを活用したいというふうに考えております。今おっしゃっていただいておりますように、これまでの分につきましては、その部分を丁寧に説明したということはなかったかもしれませんが、今後そういうふうな場において皆様のご意見をお聞きする際には、そういう趣旨、そういうような活用ということを丁寧に説明した中で、ご意見や要望等をお聞きしたいというふうに考えております。

○川上委員

拠点地域連携ということで、拠点間をコミュニティバスで結び、そして地域間は予約乗合タクシーでカバーし、そして現状では、それに足りないわけですから、お出かけ支援ワゴンで工夫して、多様な要求に応じていこうという、まちづくりの基本にかかわることをしているんですけど、要望としては、明確に再来年度からの公共交通網形成の計画に反映させる素案づくりに

参加してもらいたいと。素案を我々がつくるから、それに対してさあ意見を出してくださいと言うのではないという、市民参加型の手づくりというのかな、住民が主役となった公共交通網形成の足取りを大事にするというのが重要だというふうに思って、前回は要望したわけですね。今回も要望しておきたいと思います。そこで、いずれにしても今取り組んでおられる市民モニタリングなんですけど、アンケート対象1千人ということになってますけど、この1千人はどのように選んでいるんですか。

○地域公共交通支援室長

私の説明がうまくいってなかったのかもしれませんが、現在やっているアンケート調査と申しますのは、質問者がおっしゃっているモニタリング調査ではなくて、予約乗合タクシーと買い物ワゴンを利用されている方に対して実施しているアンケート調査のことでございまして、質問者がおっしゃられている対象が1千人とかいうようなアンケート調査とは別に、提出資料には記載しておりませんが、調査を実施していることの内容でございまして。（発言する者あり）大変申しわけございません。提出している資料の20ページに記載しているモニタリング調査のことではないかというふうに思いますけれども、これは平成30年度、昨年度を実施したモニタリング調査のことでございまして、おっしゃっているものは、65歳以上の高齢者に対する調査のことではないかというふうに思っております。これとは別に、今、調査をやっているという状況でございまして。

○川上委員

これは30年もやるし、今年度もやっているというわけではないわけですね。それで、この30年度でもいいんですけど、1千人の対象者はどのように選んでおるのか、お尋ねします。

○地域振興課長

対象者につきましては、現在予約乗合タクシーを登録していらっしゃる方を対象にしまして、地区別にピックアップさせていただいた1千人ということでございます。

○川上委員

このアンケートは見たらわかるんですけど、コミバスと予約乗合タクシーと、それぞれありますでしょう。だから、その予約乗合タクシーのほうは、今言ったようにされたのかもしれないけど、地区ごとでしようから、地区ごとに何人ずつとか、さっと出てきますか。

○地域振興課長

すぐにちょっと地区別というのは、申しわけありませんけれど。

○川上委員

地区ごとということなんですね。それは地区ごとに運行しているから、地区ごとにしても、その予約乗合タクシーもいいでしょうし、それからコミバスも地区ごとです。地区ごとですか。

○地域振興課長

コミュニティバスにつきましては、最後、ヒアリングということで、配付数が何件ということではございませんで、477人の方からヒアリングを行ったというふうなことです。利用者のヒアリングということでございます。

○川上委員

そしたら、コミバスは大型商業店舗をあたりでヒアリング、アンケートというのは、今言われた予約乗合タクシーにかかわることということで確認していいですか。

○地域振興課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、資料にありますコミュニティ交通における現在の課題及び今後の事業運営についてということで、1番がコミュニティ交通における現在の課題について、2番が、コミュニティ交通の今後の事業運営についてとあります。これは現在の課題、それから、今後の事業運営と

ということで、先ほども触れられたんですけど、もう少しこれを説明してもらっていいですか。

○地域公共交通支援室長

提出させていただいております資料の24ページに現在の課題、25ページに今後の事業運営ということで提出させていただいております。現在の課題ということで、24ページに記載しております内容につきましては、コミュニティ交通全般について、地域内の交通について、地域間の交通についてというふうに分類させていただく中で、コミュニティ交通全般につきましては、以前からいろいろご指摘等ありますように、利用者をふやすような促進活動、また、コストパフォーマンスを向上させるような効率化、また、民間の交通との有機的な連携、いろんな方々からご意見や要望をお受けしておりますので、そういったニーズへの対応、そういったことについて現在、協議会でも、また市議会等でもご指摘と提案等がされているということで記載しております。地域内交通につきましては、現在、公共交通といたしましては、予約乗合タクシーの運営を行っておりますけれども、まちづくり協議会が運営していただいております買い物ワゴン、この運行につきましても、非常に地域内の輸送機関としての効果があるということで、この連携等も今後考えていってはどうかということで、課題に上げさせていただくとともに、この地域内交通の利用促進コストパフォーマンスの向上、そういったこと、また、個別の課題といたしまして、予約乗合タクシーにつきましては、予約の受け付けに関することなどがいろいろご指摘、ご提案等をいただいているということです。地域間交通につきましては、コミュニティバスの運行ということになりますけれども、拠点間連携ということでコミュニティバスを運行しておりますけれども、それをより利便性がいいものにしていくということで、民間交通との役割分担、またバス停の設置、そういったもので、いろいろな工夫等をしてはどうかというような課題というふうに認識しております。続きまして、25ページに記載しております今後の事業運営につきましては、飯塚市の第2次交通網形成計画に記載している内容ではございますけれども、基本方針としまして、大きく4つの項目ございまして、まずは拠点連携型のまちづくりと、この交通体系を連動させて一体的な交通体系を構築するという。また2番目といたしまして、民間等も含めまして、適切な役割分担に基づきまして、持続可能、継続的な事業運営ができるようなことをやれる交通網の形成、また、それにかかわって有機的な連携も必要で、さらに効果的、効率的な体系の構築。最後に、地域の住民の皆様、利用者の皆様のニーズをできるだけ反映できるような、そういった工夫をしていくということ、今後の事業運営の課題というか、方針、考え方として、ここに示させていただいております。

○川上委員

この公共交通網の維持と充実の問題については、本市のまちづくりの基本的な考え方との関係がもちろんベースにあって、拠点に中心市街的なものを形成して、そこで住んでくださいよと誘導するような考え方ではなくて、どこに住んでも安心して暮らせるという、そういうことを保障するためのものとして、考えを少し切りかえていく必要があるんじゃないかなと。いずれにしても、合理性から言えば拠点間を結ぶというのもいいし、それからその拠点に出て来られるように工夫するというのもいいんですけど、人は生きているわけです。暮らしているわけだから、その横の移動というのもあるんですね。必ず拠点に行かなければならないということもないわけです。法事があれば、いろんなお祭りとか、そういうことがあれば、その横の移動というのもいるでしょう。だから、それに我々は気がついて、かつて合併前にあった福祉バスとかふれあいバスとか、無料で縦横に走っていたものを、今、お出かけ支援、買い物ワゴンという形で復活させて、これに組み合わせていくという方向でいっているのは、非常に重要だと思います。その方向を目指していることも重要なんだけど、これをどこまで充実させるかというのが、スピードを上げて、問われているんだらうと思います。そこで、お出かけ支援についてなんですけれども、前回以降、筑穂と庄内で動き始めているということなんですけど、現在の段階で、運行したいけれども、できていないというところは、どういったところがあるで

しょうか。

○まちづくり推進課長

現時点で運行したいというところで運行に至っていない地区につきましては、私が把握している限りにおいてはございません。ただ、この買い物ワゴンの運行の手法ではなくて、いわゆる移動販売のほうが地域のニーズに合っているというところで、今年度につきましては鎮西地区まちづくり協議会におきまして、試行的に移動販売を実施いたしております。

○川上委員

今の答弁だと、運行できていないところで希望があるところがないということですかね。

○まちづくり推進課長

現時点でそういう把握はしておりません。ただこれにつきましては、今、買い物ワゴンを運行している地区は当然でございますけど、運行していない地区につきましても、それぞれ交流センターの係長を中心に、地域のニーズとか、そういう分については把握するような形の部分で再三お話をしています。そういった点におきまして、現在のところ、私のところまでそういう形の部分で把握はできないという状況でございます。

○川上委員

例えば、街なか循環バスを走らせていたでしょう。これは100円安くて、好評でしたね、便利がよかったです。菰田から、遠回りというか、何カ所か拠点を回って飯塚病院まで行くのに、たしか15分ぐらいしかかからなかったんですよ。飯塚駅あたりから。それを知らない方がいたので紹介して、こうすれば飯塚病院にタクシーじゃなくて、安くて比較的早く行けますよと話した。とにかく病院に行く方なので、あまり疲れたくないというか、体調が悪い方が行くわけですから、それでも街なか循環バスの場合は、よかったということがあったんだけど、それは廃止になりました。例えば、片島とか飯塚は拠点間の拠点だからということがあるかもしれないけれど、コミバスのカバーした面もあるけど不便だった。それから、予約乗合タクシーも使えないし、入っても来られないということで、何というか、宇宙にブラックホールというのがありますけど、交通網という点で言えば、大変困った地域になりましたという声はたくさんあって、それは委員会でも指摘があったと思います。こうした中で、先ほどから言ってるような意味合いで、多様な要求に答えていくというお出掛け支援が、飯塚片島エリアでも必要という状況はあろうかと思うんだけど、この声は委員会でも指摘があっているんだけど。どうなっていますか。

○まちづくり推進課長

今、質問委員が言われますように、片島地区それから立岩地区とか、従前、街なか循環バスが走っていた地区につきましては、先ほど質問委員が言われますようにコミュニティバスの再編をする中で、コミュニティバスにバス停を取り込むというような形の流れでルートを最終的に決めていった経緯がございます。ただそれ以外の、いわゆる必要とされる方のニーズといたしますか、そういう分につきましては、個々にはお聞きしている場面もありますが、買い物ワゴンの運行がいいのか、もしくはそれ以外の方法がいいのかという分につきましては、ちょっと詳細のことまで把握はいたしておりません。また中心市街地といたしますか、街中につきましては、西鉄とかほかの公共交通もでございます。確かに、予約乗合タクシーとか、コミバスは不十分な点もあろうかと思っておりますけど、そういう点、相対的に考える中で、今後も地元と協議をしながら、どういう交通手段が必要とされているかというのを詰めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

地域から声が上がりにくいという状況もあるし、それから、こちらの声を聞く姿勢が弱いということもあろうかと思うけど、改めていく必要があるのではないかと。拠点間、拠点間と言いますが、拠点の中の交通弱者の姿というのは、例えば、魚市場が田川に行きましたけど、

これによって約150ある魚屋さんが、もう数年のうちには4割、3割と跡継ぎを得られずに、廃業しかねないという状況を聞いておりますけど、片島飯塚エリアの中の魚屋さんだって、どうですかということになると思うんですよ。まちの魚屋さん、まちの薬屋さん、まちの文具屋さん、八百屋さんというところが、今、頑張っているのを利用者との関係で支えていくというような仕事の仕方が、今、拠点と呼ばれる地域の中でも大事になっているのではないかなと思います。それで、先ほど移動販売のことを言われました。鎮西地区は、グリーンコープが今入って、動き始めて喜ばれ始めた段階だと思いますけれども、このことと、お店が来るからもう買い物支援ワゴンはいらないでしょうということには、なかなかならないんじゃないかと。買い物をやっぱりお店に行き、商品のある中で選ぶとか、それからちょっと語弊があるかもしれませんが、ショッピングで、やっぱり心身の健康にプラスになるという面もあるわけです。それから何よりも病院は、訪問医療というものはあるけど、基本的な病院は、各戸配付はしないわけですから、やっぱりお出かけ支援というのは、どうしても必要になってくると思うんですよ。このときに、商品の移動販売をやっているエリアは、お出かけ支援を組み合わせることはできないというようなことになっているんですか。

○まちづくり推進課長

ただいまのご質問の買い物ワゴンを運行している地区、また鎮西地区につきましては、今年度試行で移動販売という形を実施しております。基本的な考えとしましては、この買い物支援対策事業としましては、まずもって買い物ワゴン運行のほうで7地区、先行して実施しております。そうした中で、鎮西地区につきましては、買い物ワゴンよりも移動販売のほうが地域のニーズにあっているという形で、今年度、試行で開催しています関係上、我々としては、1地区では買い物ワゴンがいいのか、もしくはその移動販売等がいいのか、そこら辺を検証する中で地域の意見を聞く中で、どちらかという形で、現在のところ選択をさせていただいている状況でございます。

○川上委員

拠点、拠点、支援という議論をしてきていますけど、要求はやっぱり多様なんですよ。先ほど言われた昨年のアンケートの結果を見ても、大型商業店舗、それから行政機関、それから病院、その他というのがあって、その他ってかなり重要なんですよ。だけど、とりあえずは病院と今言った3つのことが急がれると思うんですけど、移動販売車が入ると行政機関に行くのも難しい、病院に行くのもね、そのまますっと我慢してくださいというのが、今の市の方針なんですか。

○まちづくり推進課長

市の方針というわけではございません。先ほどご答弁いたしました地域のニーズによって、現段階では買い物ワゴンか移動販売かという形で、当初は買い物ワゴンでずっと試行的に実施した経過がございまして、今年度試行的に、初めて鎮西地区で買い物ワゴンより移動販売がいいという、そういう地域のニーズがありましたので、今年度につきましては試行的に実施しているという状況でございます。今質問委員言われますように、決して医療機関等の交通の便はあきらめてくれとか、そういうつもりは決して市としては考えておりません。あくまでも、地域のまちづくり協議会を中心とした福祉関係者等のご意見を集約した中で、選択をさせていただいた状況でございます。

○川上委員

今おっしゃられた地域のニーズ、要求、多様な要求があり、それに対応するには多様な形態が重なり合っていく必要があるのではないかと、今共通する認識があったらと思うんです。いずれにしても二者択一ではないということを確認していいですか。

○まちづくり推進課長

先ほどの答弁で、ちょっと適切な答弁になっていなかったかもしれませんが、現時点では地

域のほうで、各地区でどちらかを選択していただいているという状況でございます。質問委員、言われますように買い物移動販売だけでは、当然地域のニーズに合致しないとかいう地区も当然あるかと思えます。ただ、市としましては、この買い物支援対策事業につきまして、財源的な上限額とか、そういう部分も当然、全体的な財源の中で考えていく必要がございますので、その点につきましては、再度、地域のニーズとか、買い物ワゴンまた移動販売、それについての確に把握した上で、その分についての財源措置が可能かどうかにつきましては、内部の調整、市全体で検討を重ねていきたいと考えております。

○川上委員

地域の要求が土台であるのは間違いないことなただけ、財政的なことを理由に二者択一的なことが現状では行われているということを確認されたけど、副市長がおられますのであれですけど、今後の本市のまちづくりのあり方の方向として、どこに住んでいても、安心して住み続けられる。子や孫と一緒に、高齢者の立場から言えばね、生活もできるというようなまちづくりが必要だと思うんですよ。手短かに言うと、台風15号、19号、21号、低気圧ということで大災害が起きましたけど、ある民間の日曜日の朝の番組で日本総合研究所の寺島実郎さんが、この災害についてどう考えるかということでお話になっている中で、なるほどと思ったのは、キーワードは食料自給率とか、林業とか、自給率のことを言っておりました。これによって地域が痩せ衰え、疲弊する。それから国土が痩せていくという中で、異常気象というものもあるんだけど、こういう地域が壊されていく、国土が壊されていく過程の中で、気象も普通ではなくなってきたというようなお話をされたのではないかと受けとめたんですけど、そういう災害対策というようなことから言っても、地域の力をつくっていくという上では、さまざまな手だてがいるんだけど、住民の移動の権利、移動手段を公が、市がしっかり支えていく。そのためには必要な財政出動を本格的にしなければならない時代にもうきているんじゃないかと思うんですね。今までは、車で皆さんが自由に動いてください。バスもあるでしょう、電車もあるでしょうというようなことだったんだけど、公の果たす役割が特に、こういう過疎が全体として進んでいこうとしている地域には、役割の発揮が特別に大きくなっているんじゃないかなと思うんですね。副市長の認識、見解があれば、お尋ねしたいと思います。

○副市長

当然、まちづくりにつきましては協議会ごとに、十分協議しながらやっていかなければならないと思っておりますし、それについての財源等については、当然、協議しながら、限られた財源ですけど、質問者が言われますように、買い物弱者等がいろいろございますので、そういう方たちの支援を当然やっていかななくてはいけないと思っておりますので、担当課と一緒になってまちづくり協議会等々と協議しながら、先ほど言われるように二者択一とかじゃなくて、当然その地区にあったやり方もあるかと思えますけど、地域住民の方が安心して暮らせるような対策は講じていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

一致すると思えます。昨年の12月議会での一般質問で、買い物ワゴンと当時呼んだと思えますけど、その運行について、部長が年間を通じて運行して検証ができるようにしたいということでした。私の質問は、希望がある地域についてということだったんですけど、現実には市と調整しながらということになりますから、一方的というわけにいかない状況はわかるんですけど、全体として、今、お出かけ支援バスは週1回、土曜日だとか、水曜日だとか、火曜日だとかいうことになってはいますが、日曜日、土曜日、祝祭日を含めた形で、週3日から4日ぐらい運行してもらえたらありがたいと、してほしいという声は聞いております。その声は小さいかもしれないですよ。少数かもしれないけど大事な要求なので、まちづくり協議会が気がつかないことも、もしかしたらあるかもしれないので、市が直接そういう声を、今、さまざまな形で把握するようにされておりますので、気をつけて、年間通じて動けるように、希望に応じ

て取り組んでいただきたいというふうに要望したいと思います。

それから、西鉄バスの系統路線の廃止のことなんですけれど、2系統なんですけど、それぞれの影響がどのようになるかについて、コミュニティバスあるいは予約乗合タクシー、お出かけ支援バスを所管する担当として、どう受けとめておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○地域公共交通支援室長

公共交通、コミュニティ交通に関しましては、その運行体系を構築するに当たりまして、基本として民間の路線バスの運行している状況をもとに、それを補完する交通機関としてコミュニティバス、予約乗合タクシーの運行計画を策定している状況です。そういった中で、今回のような大規模というか、多発的な事業の縮小ということになりますと、その基本となる基盤、交通体系というのが、今までと大きく変わってくるということが前提として考えなければならぬ状況にあると考えております。したがって、今までやってきたコミュニティ交通、予約乗合タクシーやコミュニティバスの運行状況につきましては、かなり影響があるというふうに、その数値的なものというのはまだ推測、試算等をしておりませんが、かなりの影響を与えるということは考えておりますし、それにつきましては、今後十分に検討して、それに対応できるような施策を講じていく必要があるというふうに考えております。

○川上委員

10月4日に飯塚市長宛てに西鉄筑豊バス株式会社から、文書連絡ですかね、あったようですけど、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会というのが10月17日にもうあっているんですよ。ここでは詳細な資料も提出されております。県庁であっているんですよ。庄内・伊岐須線、潤野・鯉田線、来年、令和2年9月30日廃止予定路線等にかかわる協議が行われているわけですよ。実際、数値的なものはまだ把握されていないという答弁ですか。

○地域公共交通支援室長

まず、先ほど私がちょっと説明させていただいた分につきまして、ちょっと一部適切でないと言いますか、今、西鉄のほうからそういった文書が出されているという状況でございますので、まだ廃止になるかどうかということは決定している状況ではございません。したがって、今、先ほど私がお答えした分につきましては、仮にそういう状況になったらということを前提として、今後考えていかなければならないという意味でお答えさせていただいたつもりでございますので、その分につきましては、説明不足で申しわけございませんが、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほど、質問者がおっしゃられました10月17日に開催されました県のバス対策協議会、この内容につきましては、開催がありまして本日報告しております路線の廃止の案件が議題となっているということで、その分につきまして、関係市町村で今後協議をする旨のお話があったということで、今月7日に飯塚市においても、バスの関係の協議会であります地域公共交通協議会を開催したところでございます。その詳細の内容につきましては、地域振興課が所管している事業とはちょっと範囲が異なるかなということで、商工観光課の所管事務ということで、この場での答えは控えさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

それは、商工観光課に付度してどうするんですか。ここは公共交通・お出かけ支援の市の取り組みを調査する場面でしょう。その数字はわかっているけど、その商工観光課に市役所の横同士で付度するんですか。庄内・伊岐須線、それから潤野・鯉田線、4路線について、乗員がどれくらいだとか、わかるでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○地域公共交通支援室長

先ほど県のバス対策協議会委員のほうのお話をさせていただきましたけれども、バス対策協議会で提出されております資料に基づきまして、今回、申し出がっておりますバスの路線に関する内容といたしましては、まず廃止対象と考えている路線名、庄内・伊岐須線につきましては、対象となる区間が赤坂橋から近畿大学前、柏の森ヒルズから中島組、この2つの区間が、この庄内・伊岐須線という路線の中で廃止対象と考えられているわけございまして、そこに関係する1日当たりの輸送人員につきましては、平日が1286名、土曜日が870名、日祝日が561名となっております。続きまして、もう一つの路線でございます潤野・鯉田線につきましては、廃止対象区間といたしまして、吉北団地から飯塚市役所、また、蓮台寺から潤野下区という2つの区間がございますけれども、この潤野・鯉田線の1日当たりの輸送人員につきましては、平日1501名、土曜日842名、日祝日804名、それぞれの2つの路線で、そのような輸送人員がデータとして上がっております。

○江口委員

今の答弁の分、手元に資料があるわけでしょう。協議会、県の分は。それをぜひ資料として出していただけませんか。委員長、お取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○地域振興課長

所管課のほうに確認をさせていただきたいと思いますので、少しお時間いただければというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

そうしますと、今、本市が運行しているコミュニティバス、あるいは予約乗合タクシーを絡めたところで、例えば、庄内・伊岐須線の廃止に対応できますか。

○地域公共交通支援室長

今、質問者が申されております区間に関しまして、コミュニティ交通につきましては、平日のみの運行というふうになっておりますので、まず土日祝日の運行は、コミュニティバス、予約乗合タクシーのほうでは対応が今の状況ではできていないというふうになります。庄内地区の区間につきましては、庄内地区の予約乗合タクシーの運行、また鎮西地区につきましては、鎮西地区の予約乗合タクシーの運行ということで、エリア内の移動ということはカバーできる部分もございしますが、早朝や夜の運行時間帯につきましてはカバーしきれない状況にございます。

○川上委員

吉北だとか鯉田のほうについても同様の状況だと思いますけど、カバーしきれないと思いますけど、どうでしょうか。

○地域公共交通支援室長

今、質問者がおっしゃられます吉北団地から飯塚市役所の間の区間につきましては、1つの地区だけではなく、複数の地区をまたがる運行となっております。そういったことで、先ほど申しました平日運行とか、運行時間というのとは別に、運行区間が複数の地区にまたがるということがございますし、地区によっては予約乗合タクシーを運行してない地区もございしますので、今のコミュニティ交通の体系で、この民間バスと同等の運行を充足するというのは難しい状況にございます。

○川上委員

もう絶対に、今の市の公共交通の体制ではカバーしきれないわけですよ。大体、幸袋のコミュニティバスのバス停は、宮若市との関係を除けば、共同コミュニティバスを除けば、バス停が1つしかないんでしょう。コミュニティバスのバス停。

○地域振興課長

幸袋交流センター前の1つということでございます。

○川上委員

広い幸袋の中に、市のコミバス、単独コミバスはもうバス停が1カ所なんです。交流センターだけ。吉北からどうするんですかということになるわけですよ。もともと、あんまり使っていませんと言う人もかなりおられたんだけど、そうなってくると、先ほど答弁の中で民間の事業者が縮小、撤退などでカバーできなくなったところを、本市が補完するシステムというふうに言っているわけですよ。魚で言えば、背骨というふうに言っているかな。背骨が勝手によそに行ってしまうという話を今しているわけでしょう。嘉麻市、桂川町の28番の廃止、27番の縮減によっても穂波は打撃を受けているんですよ。したがって、飯塚市も打撃を受けているわけですよ。これに続く、西鉄の一方的なことに今なっていて、あなたのところが主軸で、我々は補完しているんですよ。あなたが撤退するから追いかけていってるんですよというときに、本体が一方的にいなくなりますというのでいいんですかというのは、やっぱりきちんと言わないといけません。先ほど答弁を丁寧にしますということで、まだ廃止が決まったわけではないというふうに言われました。しかし夏ごろには、もう廃止届を出すわけでしょう。廃止については、国の許可制から届け出制に既に変わっているじゃないですか。届け出をすれば廃止なんです。事前協議とか、いろいろあるかもしれないけど。そういう民間事業者が、よそではどれだけ儲かっていて、もうここではうまくありませんと、しかもそれは子会社ですというようになったら、どんどん切り捨てられるように、もう法が作られてしまっているわけですよ。これに対して、どう立ち向かっていくかというのが問われている局面だと思いますけど、そういう意味では、西鉄筑豊株式会社が運行する路線があとどこが残るのかという関心を持つわけですよ。この飯塚、2市1町でもいいけど、どこが残るか把握していますか。

○地域振興課長

現時点では把握はしておりません。

○川上委員

現時点ってどういう意味ですか。難しい日本語だね。

○地域振興課長

申しわけありません、把握しておりません。

○川上委員

補完しようという勢力というか市が、本体がどうなるか1年後のことも、2年後のことも、3年後のこともわからなくて、冒頭の公共交通形成プランだとかね、交通網形成計画か、それをつくれるわけがないでしょう。素案をつくっても意味がないじゃないですか。だから、そういう急展開を西鉄から余儀なくされているんだけど、考え方としては、この西鉄グループ、本体グループが、西鉄筑豊株式会社を残すつもりがあるのかなのかということまで考えていかないと、西鉄は基本的にもう京築から福岡までの通過車両だけ出していきますと。通過というか、県央移動バスだけは出しますよと。飯塚バスターミナルは通るかもしれないけど、それぐらいだけになって、あとは知りませんと。なぜですか、儲からないし、運転手さんもつかまらないからと。福岡都市圏ないし福岡市内は運転士が、労働条件が厳しい状況で大変と思うけど、運転手さんはいるわけでしょう。なぜ飯塚でしわ寄せが来るのかとか考えれば、こういうスタンスで、本体にしかるべく責任を負えと、生活空間の公共交通を責任を負えというのをきちんとやっていくのがまず第一と思うけど、その辺どうですか。飯塚市は、言ったことがあります

ますかね。

○市民協働部長

今回の西鉄バスの届け出については、先ほども答弁しましたように、まだ廃止が決まったわけではもちろんございませんで、私どもとしては当然、西鉄さんのほうには路線の維持というものを要請していくというスタンスを持っているということでございます。また、そういうことで今回、こういう届け出が出て、また次、例えば新たな届け出が出てきたときに、当然、飯塚市の地域の公共交通というのは非常に市が担う部分も大きく変わります。したがって、今の質問委員が言われますように、まだ現状そういう情報交換とか今後、西鉄さんがどうなるのかというような協議をきちっとしたことはございません。したがって、今後、そういった協議も入れないと、言われるように来年の秋には策定いたしますコミュニティ交通の路線関係の計画については、なかなか立たないということもございますので、そういった作業を進めていきたいと思っております。

○川上委員

補完をしますという飯塚市の地域公共交通の担当部長が答弁しているわけですよ。やっぱり西鉄本体に、飯塚市長が、だめですよというのを、きちんと申し入れて頑張らないとだめだと思いませんか。9月26日は、9月議会の最終日だったでしょう。午前中、私は市立病院の問題で討論しましたよ。決算が認められませんという討論。今後の市立病院の問題について言えば、さまざまな医療スタッフの不足の問題とかと同時に、飯塚医療圏、2市1町で700ベッドを削減するというのを、福岡県がもう決めてるわけでしょう、構想の中で。それを指摘した。お昼になったら、厚生労働省が今度は市立病院とせき損センターと済生会病院と山田の筑前の赤十字と名指しで廃止の対象だということを公表して、424のうちの4ですよ、市内で言えば3つ。いったい国は、地域での生活とかいうのをどうなっているのかというのを、きちんともう一度考えて、この政権と付き合っていて、飯塚市民は大丈夫なのかというぐらいのつもりで、私は飯塚市長が、今回の問題についていえば、西鉄にきちんとものを言った上で、素案づくりを急がないといけないのではないかというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:25

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の赤字路線の廃止の部分なんですが、やはりその見通しが立つか立たないかというのが非常に重要だと思うわけです。その廃止の基準、赤字だから廃止したと、それ一言で片づく問題ではないんだけど、そこについて、何らかの基準があるかどうかというのは、つかんでいたりされますか。

○地域振興課長

つかんでおりません。

○江口委員

やっぱり、その部分をきちんと把握すべきだと思うんです。そこをやらないと、その赤字がどのぐらいの幅になったらこうなるのかという見通しが立たないと、それこそ、やっぱり来年、再来年の計画が立てられないということだと思うんです。じゃあ、それに対して適切な手を打とうと思っても、その基準がわからないとどうしようもないので、ぜひやってください。他方で赤字だから廃止というのでは、よくないというのは、そのとおりなんです。赤字だから廃止であれば、それこそどンドン全部廃止になっちゃうと。営業黒字のところだけが残ってしまう。それでいいわけがないですよ。だからこそ、公共交通という大きいものがある

るわけです。西鉄もそうなんだけど、片一方では、先日の委員会で報告があったJRさん、JRさんは元々公共交通を守るためにというような形で、基金を積んだ上で分割民営化されました。現在でも、昨年、一昨年ぐらいになるのかな、台風被害の後で幸いにして筑豊本線に関しては、原田からの部分に関しては開通しましたが、県内においても再度開通してない区間があり、その対応について、県議会でも大きな議論になっています。そういったことを考え合わせると、やはりそういった民間会社であっても、広域という部分を考えて上で、きちんと考えていただかなければならない。そのためにも市としては、その動向についてきちんと配慮、関心があるんだよと、どういうことなんですかと、どこの線までになると、例えば黄色になって、赤になるのか。黄色の部分から、ちゃんとシグナルをつかんでおくべきだと思うので、それについては双方の会社さんには申し入れ、ないし聞き取りをすべきだと思います。それは飯塚市だけではなくて、ほかの自治体も含めて、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

公共交通の幾つか細かいところについて、お聞きいたします。まずスケジュール、先ほど部長のほうから、来年度の秋には令和3年度からの計画の策定が必要だというお話がありましたが、おおよそで結構ですので、スケジュール、どのような形で進むのか、お聞かせいただけますか。

○地域振興課長

はっきり何月ということではないんですが、秋ごろまでに素案的なものをまとめていくというふうなことで、その後、協議会のほうで検討していったら、令和3年4月の運行につないでいくというふうなことで、前回ちょっと答弁させていただいておるところでございます。

○江口委員

およそと言ったんで、非常におよその答えが返ってきたんですが、秋の前の作業はどういった形で進むのか。この時期までにこういったことをやろうとかいうのがあるんだと思うんですが、その点についてどうですか。

○地域振興課長

今の時点では、まだその詳細なスケジュール、作業についてはちょっとまだ確定してないところでございます。

○江口委員

はい、わかりました。ぜひそこを早めに見通しをつけた上で、委員会のほうにも報告をください。そうしないと私ども、今こうやって公共交通に関して、特別付託でやっておりますが、その中で、そのスケジュールによっては、早めに私どもも提言なり何なりをしないと、それこそ時期を失したことになるので、ぜひ早めのスケジュール、概略で結構なので、いつの時期にはどうというのをお示してください。

予約乗合タクシーについて、お聞きしたいと思います。資料を出していただいておりますが、以前から、私は、この予約乗合タクシーについて、利用の偏在というのを問題視してまいりました。特に指摘してきたのが、本当に頻回に利用されている方について、果たしてここまでの頻回な利用でいいのかどうかというお話をさせていただいたことがあるわけですが、そういった頻回の利用者、例えば今回の資料だと、資料2の12ページで、利用回数別登録者数というのが資料で提出していただいております。この中で、12ページの1番上、単年度利用回数でいうと301回から400回のご利用をなされた方が4名、401回から500回の方が2名おられます。このような方々、例えば300回以上だと、おおよそのぐらいの頻度で、週に何回ぐらいの利用だと、このぐらいまでいくんでしょうか。まずそこからお聞かせいただけますか。

○地域公共交通支援室長

ご利用の回数等についてですけれども、100回ということになりますと、1年間大体50週というふうに考えますと2回。2回乗るということになると、1往復になるかなということに

なりますので、100回となりますと、週に1回1往復でご利用になってるということになりますので、200回だと週に2往復、300回だと週に3往復、ご利用になっているという状況でございます。

○江口委員

特に、このかなりの頻回にご利用されている方の利用状況ですね。こういった利用状況にあるのか、何のために、どのような状況で利用されているのか、調査等はなされていますでしょうか。

○地域公共交通支援室長

質問者がおっしゃっております300回以上の方4名ということだけではなくて、昨年度の平成30年度に200回以上ご利用になられている方につきまして、21名いらっしゃるわけですが、そういった方々につきましては、性別、年齢、居住地、また利用の目的施設、質問者がおっしゃられましたように目的施設としましては、病院、商業施設等を利用されているといった状況を把握しております。

○江口委員

それを把握されているのであれば、ぜひ資料として提出いただきたいと思います。手元にあるのであれば、提出していただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○地域振興課長

現在、まだ資料としてはちょっとまとめてない状況でございますので、そのような状況ですので、ちょっと提出は、本日はできかねます、申しわけありません。

○江口委員

ぜひ、提出できるように早めにまとめてください。この予約乗合タクシーなんですが、「乗合」という名前があるんだけど、実際乗り合いになっているのかどうなのかということを考えると、次の13ページに、乗合人数というのがあります。この乗合人数から見ると、この表から、ある程度わかるわけですが、担当課として、実際に予約タクシーにはなっているかもしれないんだけど、乗合タクシーになっているのかどうなのかというのが鍵だと思うんですが、この点について、どのように評価なされていますか。

○地域公共交通支援室長

質問者がおっしゃいますように、乗り合いという意味合いでは、私どもが想定しております複数の乗り合いという状況には、それほどなっていないというふうになっております。

○江口委員

数字を見る限りはそうかなと思うんです。これ、予約乗合タクシーのサイズ、これは、どのような車を使っているんですか。

○地域振興課長

10人乗りワンボックスカーということでございます。

○江口委員

この10人乗りワンボックスカーを通常のタクシーで使用した場合、どの程度あふれますか。

○地域公共交通支援室長

提出しております資料に基づきますと、あふれる、オーバーフローするような頻度というのは少ないというふうに思っております。

○江口委員

以前質問の中で、電話をかけたんだけど予約がとれないことがあるというお話を聞いたことがあります。その成約率、電話かけて、予約がとれない部分、それについて何らかの資料等をお持ちでしたら、お答えいただきたいんですが、どの程度、成約できているのか。

○地域公共交通支援室長

いわゆる予約の確定の状況だということだと思いますけれども、概略としまして、約90%

から95%ぐらい予約は成立しているというふうに捉えておりますけれども、資料としましては、まとめておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○江口委員

その90から95%は間違いありませんか。こういった形で出てきた数字なのか。間違いのないところなのかどうなのかと思うんですが、いかがですか。

○地域公共交通支援室長

大体そのぐらいの数値になるということで、把握はしておりますけれども、きちっとした形での取りまとめはまだできておりません。

○江口委員

ぜひ、細かくそこら辺を詰めてやってください。次回でもいいので、報告があるとありがたいと思います。この予約乗合タクシーの問題点は、偏在とサイズの問題だと思うんですが、果たしてこの予約乗合タクシー自体が、本当に公共交通の解決策としてどこまで必要なのかというところを考えたいと思うんですが、片一方でこの予約乗合タクシーの実際にかかっている費用は、どの程度で、1人当たり、1回乗車当たりどのぐらいのコストになるのか、ご案内いただけますか。

○地域公共交通支援室長

今回提出させていただいております19ページの上段のほうに予約乗合タクシーの平成30年度の運行事業費、6524万2千円という数値を提出させていただいております。1人当たりの経費等につきましても、その表の中で、対運行事業費ということで、1402円という金額を記載させていただいております。

○江口委員

ご案内のように6500万円かかりますよと。1回乗車当たりの費用としては1402円ですよというのが、この資料なんです。片一方で登録者は、平成30年度、11ページの表で言うと1万1335人ですね。片方で利用者12ページを見ると、そのうち9587人が利用なしなわけです。とすると、利用された方はおおよそ何人となりますか。

○地域公共交通支援室長

予約乗合タクシーの実利用者につきましては、資料の13ページの一番下の表のところに記載しておりますけれども、平成30年につきましては1748名というふうに記載しております。

○江口委員

1748名だとすると総事業費、予約乗合タクシーの事業費を、この利用者で割ると1人当たりこの予約乗合タクシーのコストが出てくると思うんですが、ざっとで結構なので、いくらになるのかお答えいただけますか。

○地域振興課長

割りましたら約3万7千円でございます。

○江口委員

そうなんです、実は3万7千円かかるんです、お1人当たり。13万人の人口の中で使っているのが1800人弱。その方々に1人3万7千円、これもあくまでも利用者の平均ですので、この400回から500回利用されている方、1回の1402円をかけると、もっと全然違う数字になってくるわけです。果たして、このようなやり方がよかったのかどうか、また後でも含めて考えなければならないと思っています。

次に、コミュニティバスについてお聞きいたします。同じように、これも乗っている人数があったかと思うんですが、まずバスの形態、何人乗りのバスを使っているのか、お聞かせいただけますか。

○地域振興課長

25人乗り程度のバスを使っております。

○江口委員

こちらでもダウンサイジングをしてはというお話を以前もさせていただいたことがございます。15ページの1番下の表、路線別、便別利用者数、こちらのほうの中で、1日平均利用者数の表ががございます。これを見ると10人を超えているのは、筑穂・飯塚線の1便、2便、そして3便の、平成20年度は3便も、ここだけなんですけど、例えば、この25人乗りのバスを、先ほどの予約乗合タクシーで使っている10人乗りに変えると、どのぐらいのコストダウンが図れるのか、そういった試算をされたことはございますか。

○地域振興課長

その試算はしておりません。

○江口委員

試算をしていただかなくては困ると思うんですね、やっぱり同じ形態をするにしても、適切な大きさなのかどうかで、コストは変わってくるのではないかと思います。確かに今は、乗務員のコストがかなり上がってきて、費用の大きな部分を占めるのはそのとおりかもしれませんが、車体のサイズによっては、当然のことながら燃料費が変わるし、車体の最初の初期投資額も、それぞれ会社によって違うかと思いますが、それでもやっぱり大きく変わるものだと思います。ぜひそういった部分も考えていただきたいと思うわけですが、当然のことながら、次回の見直しの前に、これについてもきちんと考えていただかなくてはならないと思いますが、いかがですか。

○地域振興課長

ダウンサイジングの件につきましては、予約乗合タクシー、コミュニティバス、それぞれ検討すべきことだと考えておりますので、しっかり研究してまいりたいと考えます。

○江口委員

ぜひお願いいたします。あと大きな話というか、問題提起になるわけですが、コミュニティ交通全体での費用、事業費の部分を18ページから19ページに関して、当初、平成19年度から平成30年まで、それぞれどのような方式をとっていたのか、それぞれいくらかかっていたのかというのを出示していただいております。この事業費の変遷を見て、担当課としてはどのようにお考えになられておられますか。

○地域公共交通支援室長

質問者が申されておりますように、資料の18ページから19ページにかけまして、事業費、平成19年度から昨年度30年度までの変遷、そして、それに伴って交通体系がどのように変わってきたかということで記載をさせていただいているところです。平成19年度と20年度につきましては、旧4町の区域内だけでコミュニティバスを運行していたという状況がございますので、いわゆる旧飯塚市内ではコミュニティバスを運行していませんでしたので、事業費の単純比較というのでは、ちょっと難しいところがあるかなというふうに思っております。21年から23年度につきましては、市内を11路線、それからまた13路線に変更していきまされたけれども、そういうふうに路線を拡大しつつ実証運行を実施いたしまして、大枠で事業費として1億円弱ぐらいのところ、事業を3年間展開させていただいたところです。24年度以降につきましては、現在の予約乗合タクシーとコミュニティバスの併用方式という形の中で運行させていただいているわけですが、事業費につきましては、21年から23年度に実証運行させていただいた同等程度の事業費の中で、この併用運行が実施されてきたものでございます。27年度から29年度につきましては、さらに街なか循環バスが運行しておりましたので、その分がプラスされておりますけれども、基本的に実証運行が実施されました21年度以降、おおよそ事業費といたしましては1億円前後の事業費の中で、この事業を展開させていただいているところです。

○江口委員

副市長、この事業費の変遷、事業費ないし、ここの表を見る中で、この公共交通全体に対して大きく方向が2段階、3段階くらい変わったわけですね。それについて、どのように評価なされておられますか。

○市民協働部長

大変難しいご質問をいただきましたが、コミュニティバスについては、もうこの変遷を見ていただきましたように旧4町がもともととしていたものを、飯塚市全域にやっていったらどうなるかということですからずっとやってきました。その中で言えば、非常に課題としては、乗客数いわゆる利用者数が少ない、それをどうやって利用者数を上げるかというようなことを検討した結果が併用運行というような形になってきました。そういうことの中で、金額的にはいろいろ変遷はございますでしょうが、本市といたしましては、コミュニティ交通については効率的で効果的な運行というのを常に意識しながらやっていくということが大事かなというような評価を持っております。

○江口委員

今、部長がお答えになられましたけれど、数字は正直なものだと思うんです。平成19年、20年、旧4町の福祉バス、コミュニティバスを同じような形態でやった。このときは、4千万円強の費用で、10万人の利用です。1人当たりの平均経費は400円強、500円弱なんです。これがコミュニティバスになると、利用者数は、最終年度でいうと、平成23年度は10万4142人ですから、コミュニティバスと運行時と同等ですよ。7万7933人が9万4544人になり、10万4142人になると。少しずつふえていくんだけど、平均でとるとコミュニティバスと19年、20年とほぼ変わらない状況であると。ところが費用はどうなったかということ、倍以上にはね上がるわけです。結果、1人当たりの平均経費は910円、1100円から910円で千円前後と、費用でいうと、単価でいうと倍に上がるわけです。これが併用運行になるとどうなるか。費用はほとんど変わりません。利用人数どうかということ、4万2799人からスタートして、現状においては、7万8965人。単価でいうと、1番成績のいいというか、平成29年度ですが、これでも1381円。昨年度でいうと1424円と、さらに単価は上がります。公共交通は地域の皆様方のお役に立つことを目的として、始めてやっている部分です。実際の民間の事業者とかの補完をするというはずでしたよね。これが果たして本当に役に立っているのかどうなのか。やっぱりこの数字をきちんと踏まえた上で考えていかなければならないと思っているんです。改めてお聞きいたしますが、今の数字の変遷を見て部長なり、副市長なり、どのようにお考えになれるのか、お聞かせいただけますか。

○市民協働部長

コミュニティ交通についての問題というのは、飯塚市だけではなく各自治体についても、ある一定、同じような課題を抱えていると思っております。その中で飯塚市としても、要は利用者をつやしていくというのが一番の課題でございます。そのために運行形態をいろいろ試行錯誤しながらやってきた。そういう中でも、今、指摘があるように数字上で言えば、もちろんそれが効果があつたのかと言われると、数字的にいうとなかなか上がっていないところもございますけれども、ただ、こういうふうに民間事業者のバス路線が廃止というようなこと、それから地域のスーパーがなくなっているというようなことを踏まえれば、今後とも市としてできるところのコミュニティ交通の維持というのは、やらなくてはいけないというふうに思っておりますが、先ほども答弁しましたように、効率的で効果的な公共交通の体系をつくっていくということが一番大事だろうと思っておりますので、来年の素案作成に向けて、作業を進めてまいりたいと考えております。

○江口委員

副市長、単純にお聞きいたします。一番最初の旧4町からなったコミュニティバスの時期、平成19年、20年が1としましょう。次のコミュニティバスで有料になった時期、それを2

としましょう。現在の併用方式を3としましょう。1と2と3、どれが効果的で効率的だと思いますか。

○副市長

当然、今言われました1のほうについては、2、3と比較しますと当然お金がかかっておりません。ただし、バス路線も廃止になったり、いろんなことでその補完の路線もコミュニティバスで行っているところもございます。そこで地域住民の方の交通手段を確保する、そして先ほど言いますように、俗にいう買い物支援みたいなのも含めましてやっていきますと、当然先ほど言われますように、予約乗合タクシーで頻繁に使っている方とか、そういう方のいろいろどういう状況で使っているのかというのは、まだ実際に把握はできておりませんが、今やっているようなコミュニティバスだけではやっていけない部分がありますので、当然、予約乗合タクシーも含めまして、今どういう組み合わせがいいのか、経費もどれだけ、どこに増加したらいいのか、そういうことも含めまして、先ほど部長が答弁いたしましたように、来年の秋に向けて十分検討しながら、一番効率のよい効果的なバスの運行、予約乗合タクシーの運行に努めてまいりたいと考えております。

○江口委員

はっきりとおっしゃられないわけですが、単純に言ったら、1が一番ベストだったんだろうと思うんです。単純な話で10万人使っていただいて、費用も一番安い。1人当たり単価400円台ですよ。これが今1400円台ですよ。ニーズの多様化は、そのとおりのかもしれませんが、現実に対して、では、それをどこまで充足させるのか、そこを考えるべきだと思うんです。実際には、市が、この公共交通全体にかけてきた費用はずっと上がってきているんですよ。現在はそれこそ、この表では1億631万4千円ですが、これに買い物ワゴンが加わるわけでしょう。そしてまた、バスの路線の維持経費とかもあるわけですよ。そうすると、さらに積み上がるわけです。今年度では、買い物ワゴンで1500万円ぐらいでしたっけ、加わりますよね。公共交通を大切にしてきた、これは正しいと思うんです。ただ、その大切にする仕方が間違えると、結果として、市民の方々から見ると、空のバスが走っているよね、これむだよねと批判でしかないわけです。だったら、明らかに有効であった時代があるわけですから、それをベースに改良をする。そういったところに立ち戻るほうがいいんだと思うんです。確かに合併をして、拠点の連携が必要なのはそのとおりです。そういったものを足し合わせながらやること、それとあと費用体系についても、しっかり見直しをすることは必要だと思っています。私は、ちょっと極論かもしれませんが、コミュニティバスに関しては、もうこれについては無料ないしもっとさらに下げる、100円程度に下げる。逆に予約乗合タクシーに関しては、回数制限をつけた上でもう少し上げる。そして、できるだけ一緒に動いてくださいねというふうなところで、経費の節減をやりながら乗っていただく方をふやす。乗っていただく方をふやすというか、困っている方々を救うことをやるべきだと思うんです。実際に障がいのある方へのタクシーチケットの枚数を考えると、それから比べると、この予約乗合タクシーの頻回の利用者に対する支援というのは、優先順位として果たしてどうなのかなと考えざるを得ません。そういったことを含めて、ちゃんと秋の前に考えていただきたいと思うんですが、その点、ちゃんとやっていただけますか。

○市民協働部長

答弁が繰り返しになると思いますけれども、コミュニティ交通に関しては、本当にさまざまな課題、テーマがあります。そういうものを含めて、来年の秋ごろまでに策定していく素案の中では、一つ一つ解決できるような形をつくっていきたいというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 12:58

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。先ほど江口委員から要求がございました資料は、提出できますか。

○地域振興課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。先ほど江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料はサイドブックにアップされているということです。よろしく願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

来年、再来年度の策定に向けて、さまざまな方策を検討すべきだと思っているわけですが、その中でやっぱり検討していただきたい部分がございます。「Uber」というのを御存じですか。

○地域振興課長

ホームページ等で見ましたところ、京都府京丹後市丹後町地区のほうで、支え合い交通というところで行っているものに使われているアプリというふうなことのみ存じ上げております。

○江口委員

「Uber」って、それこそスマホでできるライドシェアのやつなんですね。例えば、ここからコスモスコモンに行きたいとする。そうすると、「Uber」のアプリ中で、コスモスコモンと入れるわけですよ。そしたらこの近くに走っているライドシェア、このスマホのアプリを利用している、基本的に白タクみたいな形なんですけど、その方々の車が地図の上で走っているのが見えるわけですね。それで、幾らというのがわかるわけです。利用するでポンと押したら、すぐ近くのところから、このドライバーがという、配車が決まって、例えば市役所玄関で待ち合わせをするわけです。来てるな、来てるなとわかって、目の前に着きました。そのドライバーの顔も載っていて、車種も載っているわけです。言葉も交わさずに、それに乗ってお願いしますみたいな感じなんですよ。着いたら降ろしてくれて、精算はこのアプリの中です。むっちゃ楽なんですね。特に国内で利用するときとかは、正直な話、タクシーに乗ればいいと思うんだけど、例えば海外旅行に行ったときとか、言葉がしゃべれないじゃないですか。そういうとき、非常に簡単だし費用も見えているし、なんです。ただ、これ白タクになってしまうので、「Uber」が日本に上陸したのは結構前なんですけれども、白タクになるので福岡でも一旦、実証実験をスタートしたんですけど、止まりました。今、再開している状況なんです。これを使った地域での公共交通というのが始まっています。先ほどご案内があった京丹後市とかもそうなんですけれども、要は地域におられる方々が、タクシーもないところとかで使われるんですけど、地域のおられる方々がライドシェアのスマホアプリを使いながら、ある意味、タクシーの運賃の半額くらいとか、そういった形でやったりすることか多いんですけど、運転手になれるというふうな仕組みなんです。例えば、本当にタクシーが来るのが時間がかかったりとか、費用が高いところとかに関して、こういったアプリを使ってやったりすると、そこの地域に住まわれる方々ないしその周辺におられる方々が、自家用車でそのドライバー、公共交通の提供者になることができるんです。ただそれは保険とかが必要になるので、京丹後市とかでやっておられるのは、きちんと講習を受けた上でやっている。じゃないとできません。なおかつ、保険もきちんとかけてくださいというふうな形なんですね。そういったことも含めて、検討していただきたいと思っているんです。これに限らず、今、検討しているの

は、今までやってきたことだけかもしれません。だけど、これから先の公共交通の提供の仕方というのは、まだまださまざまな方策があるんだと思うんです。ぜひ、そういったことも含めて、来年度の秋まで、検討の中でやっていただきたいと思っております。その点、要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「健康づくりについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

健幸社会の実現に向け取り組んでいます、健康づくりの関連事業につきまして、ご説明をさせていただきます。資料1ページをお願いいたします。運動指導等実施状況についてでございます。健幸プラザ、各地区交流センター等を利用し、健康づくりへの意識づけ、個々の生活習慣に応じた運動の推進に向け、運動指導員による事業を行っております。表中の事業名の4番目に記載しておりますロコモ予防講習会、これはロコモとはロコモティブシンドロームの略ですけれども、運動器の障がいのために移動機能の低下を来した状態のことですけれども、そのことを理解してもらい、日常生活の中での運動実践へとつなげることを目的といたしまして、開催をいたしております。9月に菰田交流センターで開催をいたし、11月には鯉田、飯塚東、鎮西の交流センターで開催を予定しております。3番目に記載しておりますロコモ予防体操教室では、筋力アップトレーニングなどを取り入れ、多くの参加者で脚筋力や柔軟性への向上が見られております。さきに述べました4交流センターについては、来年度以降もロコモ予防体操教室の開催を計画しております。より身近な場所で運動に取り組める環境づくり、そして実践を目指しているところでございます。次に(2)運動啓発事業をごらんください。運動啓発事業では、主にご自身の体、健康について見つめ直していただく機会の提供として、脚筋力測定や体脂肪率、筋肉量などの体組成測定を行い、またその結果に基づいた運動指導を行うことにより、科学的に効率的な健康づくりを推進いたしております。特に運動習慣のない方、以前運動していたが、現在何も運動していない方への現状認識によって、運動習慣づくりのきっかけとなることを目指し、市内各地で行っております。表の上から2番目に記載しております脚筋力測定及び運動指導は、9月末現在では、医療保険課とタイアップいたしまして、特定健診の結果説明会の際の各会場で6回実施いたしております。今後は各健康イベントなどさまざまな場面で開催し、より多くの方への運動習慣取得のきっかけづくりといたしまして、またその重要性について、その普及啓発に努めてまいりたいと考えております。また、職域や友人間にご利用していただくため、そして高齢者施設等で体操の普及を行うための運動教材として作成いたしました体操DVD、これは市報、ホームページなどで周知を図り、9月末で47枚の配布をいたしているところでございます。

資料2ページをお願いいたします。本市の健康相談事業等実施状況について、ご説明させていただきます。健康相談事業をお願いいたします。保健師、栄養士、運動指導員による心身の健康に関する個別の相談事業といたしまして、健幸プラザでの街なか健康相談や、穂波イオンでのイオン健康相談、JAのイベント時に健康相談を行っております。9月末で健幸プラザでの街なか健康相談は6回、延べ127名の参加、イオン健康相談においては3回、延べ432名の参加となっております。個人に応じた指導を行っておりますJAの健康相談については、今週末、11月16、17日で開催される、JAふれあい祭りにおいて、健康測定と相談のブースを設置する予定になっております。健康教育事業をお願いいたします。保健師、栄養士、運

動指導員による生活習慣改善や健康に関する正しい知識の普及及び啓発事業といたしまして、健幸プラザでの生活習慣病予防教室や市内の事業所での健康出前講座を行っております。健康出前講座は、働き盛り世代への健康意識向上のためのきっかけづくり、健康無関心層へのアプローチといたしまして効果的だと考えております。9月末で健幸プラザでの生活習慣病予防教室は、1クール終了で延べ50人の参加となっております。働き盛り世代の健康出前講座、これにつきましては、近畿大学など3事業所、58人の参加となっております。3番目の健康啓発事業をお願いいたします。自治会や県などの依頼により開催するニーズ健康啓発事業です。県による高齢者の就労相談にあわせまして、商店街で行われています百縁市において、保健師による健康相談や飯塚病院主催のふれあい市民講座、自治会において、健康測定、相談事業を実施しております。また、コミュニティセンターでのコスモス大学や穎田交流センターでのふれあい大学等において、運動指導員による運動指導を行っております。9月末で12回、延べ508名の参加となっております。食育事業をお願いいたします。健幸プラザにおいて、飯塚市食生活改善推進員の皆さんとともに、健全な食生活の推進のため健幸レストランを開催し、ヘルシーランチを提供しております。9月末で6回、566人の参加となっております。健幸ポイント事業をお願いいたします。市主催の健幸づくり事業などに付加価値をつけて、市民の積極的な参加を促す事業を実施しています。本年度健幸ポイント、合計30ポイントをためた方に、商品といたしまして2千円の商品券を抽せんで400名の方に送付いたします。9月末で314名の応募となっております。

資料3ページをお願いいたします。資料3ページから4ページにかけて、本市が健幸プラザほか5カ所に設置いたしておりますトレーニング室の利用状況になります。身近な施設を有効に活用していただき、体力づくり、健康づくりの支援を行っているところでございます。

資料5ページをお願いいたします。10月8日にイオン穂波ショッピングセンターで開催されましたフレイル予防啓発イベント、このイベントに合わせまして、血管年齢、体脂肪率、脚筋力の測定による健康づくりの指導とがん啓発パネルの展示、これは、がん検診のチラシの配布等のがん検診の受診の啓発を行いました。10月20日には、市役所本庁舎にて「みんなの健康福祉の集い2019」を開催いたしております。このイベントでは、市とともに社会福祉協議会、飯塚医師会、西日本新聞社とで毎年開催をいたしておりますが、この中では福祉団体とともに、歯科医師会や看護協会等各種団体が市民の皆様健康に関する情報提供、体験をしていただき、普段の生活を見直し、今後の健康改善につながることを目的に開催をいたしております。本市といたしましては肌年齢、血管年齢などを測定する健康チェックとともに、楽しく食についての知識を学ぶため、市民の皆様からお寄せいただいた食育標語をもとに作成した食育かるたによる体験会や、食生活改善推進員による親子クッキング体験会や地域農産物を利用した元気レシピなどの紹介を行い、健康と食についての啓発を行ったところでございます。以上で「健康づくりについて」、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

「健康づくりについて」、お尋ねをします。本市の健康づくりについては、飯塚市健康づくり計画が、ことし3月に策定され、2023年までの5カ年計画となっております。この間に、国のほうでは健康増進法が改定、施行されたために、一部充実が必要なところもあるのではないかと思いますけど、改めて読んでみますと、かなり充実した内容を持った計画だろうというふうに思いました。今後、この計画に基づいて、重要性というか、緊急性の高いものからお尋ねをしていきたいなというふうにも思うんですけども、きょうはそのうち幾つかについて、お尋ねしたいと思います。目次を、構成を見ますと、健康増進計画、それから食育推進計画、

がん対策推進計画、母子保健計画ということになっておりますけど、第1番目としては健康増進計画、これは第4章ですけれども、ネットで見ることができますけど、35ページにあります。このうち4節に「休養・こころの健康管理」、これは57ページにあるんですけれども、これについて、どういう方針、どういう取り組み状況になっておるか、お尋ねをします。

○健幸・スポーツ課長

「休養・こころの健康管理」についてでございますけども、昨今、心の病という方が多くいらっしゃいます。その方たちへの対策をどのようにするかということと、それに基づく自殺対策というのが、この項目の中で重要な要素となってまいります。自殺対策につきましては、現在、その計画を作成中でございます。今年度中にはまとめまして、整理いたしまして、皆さんに提示ができるものと考えております。

○川上委員

それは、この健康づくり計画を充実する、補強するという意味ですか。それとも別にそれをつくるということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

この健康づくり計画の深掘り計画といいますか、この中で、より精査された計画という位置づけでございます。

○川上委員

そうすると、できたものはどういう扱いになりますか。増補版という形で出るんですか。健康づくり計画の増補版みたいな感じになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

今こういう形で4つの計画で1つの健康づくり計画となっております。ここにもう一つ、自殺対策計画というのが入るとい位置づけになります。

○川上委員

そのできぐあいとしては、その増版ということで、差しはさんでいくということになるんですか。自殺対策編みたいな形で。それとも別のものができるのか。

○健幸・スポーツ課長

位置づけとしては、この計画の一部でございますので、ここに重なるといいますか、そういうイメージでございます。

○川上委員

先に形のほうを、引き続き話をしていきたいんですけど、第8章に「計画の推進体制」というのがありまして、平成22年以来、飯塚市健康づくり・食育推進協議会が活動してきているんですけど、今言われた自殺対策編と呼ぶべきか、それについては、この推進協議会はどうかかわりを持つことになりますか。

○健幸・スポーツ課長

この協議会の中で、その計画を作成するということになります。

○川上委員

健幸・スポーツ課のほうで、そういううつ病、その他による自殺者の状況の把握というのはできているようになっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

うつ病の方の状況把握についてはできておりません。自殺者につきましては、警察のほうから、その資料を提供していただいているという状況でございます。

○川上委員

年間3万人くらいの状況があらうと思いますけど、病気によるもの、よらないものがあると思うけど、本市では警察から提供を受けている人数はどれくらいの状況ですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません、ちょっと数字を今持ち合わせておりません。申しわけありません。

○川上委員

いずれにしてもそれは状況はわかるわけですね。それは増加傾向なんですか。

○健幸・スポーツ課長

一時期上がったということですが、最近で言えば増減を繰り返している、横ばい的な形になっております。

○川上委員

労働者であるだとか、年金受給者だとか、若いとか、そういう傾向はわかりますか、特徴は。

○健幸・スポーツ課長

すみません、自殺対策について、今資料を収集している状況で、ちょっと全体の把握、細かいところの把握までちょっとまだできておりませんので、細かい数字もしくはその説明については、ちょっとまだできない状況でございます。申しわけありません。

○川上委員

それで非常に重要な、ちょっと重いテーマだろうと思うので、力を入れて頑張らないといけないと思うんだけど、この57ページの計画を読むと、ずっと長い文章があるんだけど、それは最後、2つのことが書いているんですね。1つは相談支援体制の充実を図り、必要に応じて、既にある各専門機関につなげていく連携体制を整える必要があるということと、もう一つ、今言われた自殺対策との関係では、ゲートキーパーによる支え手の育成、地域のネットワークづくりを推進する必要があるということになっていきますけど、この2つの相談支援体制、連携体制が1つでしょう。それから、ゲートキーパー育成、地域のネットワークづくり、この2本柱になっていると思うんだけど、これについての取り組みは、まだ今からですか。

○健幸・スポーツ課長

相談体制につきましては、これから構築をしていくという状況になります。もう1点のゲートキーパー、こちらについては、誰もがすぐ、そういうことがわかる知識を持つ人になれるわけではございませんので、その養成講座等を開催しているところでございます。

○川上委員

私は市議会議員なんですけれども、さまざまな暮らしの相談、人生上の相談とか受けること、お互いにあると思うんだけど、そういう意味ではゲートキーパーと呼ばれる人たちは、多く、それから本当に適切な知識だとか訓練を受けておる必要があるかなというふうに思って、このくだりは読みました。そこで、いつかも述べたことがあると思うんですけど、いわゆるひきこもりと呼ばれる人たちが、一定の年齢に達して、今後どういう暮らしになっていくのかなという、どういう生き方をするのかということにもなってくるんだけど、このひきこもりと呼ぶかどうかわからないんですけど、そういうような状況の皆さんの状況というのは把握は難しいでしょうね。どうですか。

○健幸・スポーツ課長

ひきこもりの方の問題につきましては、昨今、社会問題化されつつあるところだと思っております。よく言われる8050問題、両親が80歳で子どもさんが50歳で、50歳の方がひきこもりになって、ご両親が亡くなったときとか介護が必要になったときに、どういうふうなことができるかというような問題で、50歳の残されたお子さんは社会経験がないという方の場合の問題ですが、現状でいえば把握をする方法がなかなか難しいと思っております。その方へのアプローチにつきましても、今のところ、これという手段は見つかっていない状況でございます。その家族の支援、こういったものが必要になろうかと思っておりますので、その辺、今後私どもも勉強をいたしまして、何らかの対策をとる必要があろうかと思っております。

○川上委員

自分の狭い経験をこういう場で言うのはどうかなという気もするんですけど、例えば、国民

健康保険税やその他の税の滞納ですね。それから、ライフラインに係る公共料金の滞納だとかで相談がある場合があるんですね。ご本人だとか、周りの方から。よくよく聞いていってみると、今言ったような状況に近い人たちもおられるわけですよ。そういう意味では、例えば国民健康保険税が入ってこない、納入されないと、6カ月ぐらいたつと、自動的に督促とか言って正規の保険証を渡さずに短期保険証とかいうふうに自動的にしていくでしょう。それから、督促状を送り、催告状が先か、差し押え警告書みたいなもの行って、実は飯塚市のそういう、私は冷たい冷たいと言っているんだけど、そういうルールの中で機械的にパソコンに命令されて、仕事をしていくんだけど、実はそういうものを飯塚市送りつけている相手の市民の方々の中に、実はそういう苦しみ状況に、あるいはそういう状況に陥っている方々が少なくないのではないかと。だから、そういう意味では既にゲートキーパーが自殺の危険を示すサインにとか、ゲートキーパーの場合そうなんだけど、税を滞納するとか水道料金がおくれるとか、そういうのは既にSOS信号というふうに捉えるような発想が市全体について、いるのではないかなというふうにも思います。この辺について、副市長はどうお考えですか、私の見解については。

○市民協働部長

今のご質問で、要は公共料金の未納とか滞納とかをされている方の中には、そういう、いわゆる精神的な課題を抱えた人がいる、そういう人たちに対する対応というところのご質問なのかなと思いましたが、これについては福祉部のほうが対応しているわけでございますけれども、生活困窮者の相談所というのがございます。そういったところが公共料金とか学校の給食費とか、支払うことが困難になった場合に、その原因を究明してその人の困窮となった原因をフォローしていくような仕組みが今、市役所の中の4階のほうに開設しておりますので、市としてはそういった対応もしているということでございます。ただ申しわけございません、所管が福祉部のほうになりますので、ちょっと正確で詳しいことについては答弁できませんけれども、そういうようなことはやっているということでございます。

○川上委員

1つの言葉としては、国がこういうようなことを言って、県とか市に迫ってきたことがあるんですよ。悪質でない滞納者はいないと言って、今も言っているかもしれません、こういう認識なんです、国の認識は。一方で、最近報道がありましたけど、ある地方自治体は市民に対して、「ようこそ滞納していただきました」と言って、その張り紙を出しているわけです。びっくりしましたね。意味がよくわからないでしょう。滞納者に対して、その自治体が嫌がらせを言うはずないわけですよ。これはSOSというか、自分も市民ですと。基本的人権があります。何とかしてもらいたいというメッセージを送ったという意味じゃないかなというふうに、聞けばいいんでしょうけど、私は受けとめました。だから同じ意味です。だから、なかなかひきこもりだとか、把握しにくいというけれども、実は既に我々には、市には少なくないところから、サインが送られているんじゃないのか。それに対して、先ほど国が言ったと私が言ったような冷たい態度をとって、言っているようではかみ合わない。市に、そういうところの相談する体制がありますよと。ひきこもりなんだから、来るわけがないんですよ。今、世代的に言えば8050ですから、もう5年ぐらい時間がもしかしたら大筋としてはあるかもしれないけど、この地域はそれなりに高齢化が進んでいますから、全国と比べても、そういった点では、その時期というのはもう少し短いかもしれない。だからそういう意味では、このひきこもりと呼ぶべきかどうかわかんないんですけど、そういう状況の方に対する丁寧な接し方というのを市全体が持つべきじゃないかなというのを健康づくり計画との関係で感じましたので、述べておきたいと思います。

それで次は、今のは第4節なんですけど、5節に「喫煙の対策」というのがあります。この節の重要性について、概略を説明してもらえますか。

○健幸・スポーツ課長

規制の対策といたしましては、まず喫煙をするということ、これはいろんな病気を発生する原因にもなり得ますので、リスクが高まるということがまず一点でございます。そして、そのたばこを吸われる方によって、その煙によって周りの方、こちらのほうも受動喫煙のリスクがありますので、そこについての注意を全体で行いましょうということが、この受動喫煙対策のところの趣旨でございます。

○川上委員

この喫煙の対策というところに、この健康づくり計画では、たばこを吸う人は自己責任ですよ。これだけよくないよと言っているのに、それでも吸っているんですね。まだ吸いますかというニュアンスが一つあるわけですね。吸いすぎに注意しましょうということですよ。そして2番目に、受動喫煙問題が位置づけられていると思うんですよ。ところが、先ほど言いましたように改正健康増進法の眼目は、この受動喫煙対策なんですよ。これはなぜかということ国際条約に基づいて批准していますから、日本が実行しようとする、今までの健康増進法とのそごが生じるわけですよ。どうしてかということ、国際条約の第1眼目は、6つぐらい主な内容はあるけど、1番目あれでしょう、受動喫煙による健康被害を絶対出さないというのが第1目標なんですよ。従来健康増進法との関係で言えば、位置づけが変わってくるわけですよ。それからは言えば、この国の元の健康増進法に基づいてつくられている市の今の健康づくり計画は、今度の改正によって抜本的にその辺の位置づけ方を、受動喫煙を許さないということを一義的に抑えていくという、健康のために吸いすぎに注意しましょうじゃなくて、受動喫煙で健康を害される人が誰もいなくなるようにしましょうというふうに変ってくるから、そのところの計画の見直しというのは必要じゃないかと思うけど、この辺はどうでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

昨年度、健康増進法の一部を改正する法律が施行されております。この中では、今質問委員のおっしゃられました受動喫煙の防止、これが第一義的な目標になっております。健康づくり計画の中では、どちらが主と従とかいうことではなく、受動喫煙の防止については記載をいたしているところではあるんですけども、受動喫煙ではなく、たばこを吸う方、こちらについての記載についても、健康づくり計画では体の健康というところが主テーマではございますので、そのためにリスクがあるということは記載をしているところでございますので、今の法律の分とも反することにはなっていないというふうに判断いたしております。

○川上委員

こういう言い方でいいかな。旧法に基づいてつくった、ことし3月にでき上がった現行の健康づくり計画なんですよ。旧法は、今言われた受動喫煙問題を国際条約に基づいて一義的に押さえていこうということで改正されたわけですよ。だから、本市の健康づくりについても、このテーマにおいては、健康のために吸い過ぎに注意しましょうではなくて、くどいけれども、受動喫煙において、健康を害される人が1人も出ないようにしましょうというのがつき出されなければならない状況に、今あるんだということを指摘したいわけです。だから、どっちが先か後かではなくてとかいうのは、認識としては正しくないと思うけど、どう思いますか。

○健幸・スポーツ課長

受動喫煙をなくすということについては、特に法律でもそうですし、この計画においても、それを目標とするものでございます。それと別に、たばこを吸うということについての部分については、これはまだ公共施設等とその健康増進法の中で記載をされている施設以外のところでは、たばこについては吸える状態でございますので、そこについては吸い過ぎに注意しましょうというのが、この健康づくり計画の趣旨となっております。

○川上委員

それは国際条約の理解と、改正健康増進法の本来の趣旨との関係でいったら、ちょっと理解

が違うんじゃないかなというふうに思います。改正健康増進法も弱点があるんですよ。こちらを囲ってれば、本当は禁止なんだけど、囲ってればそこで吸ってもいいじゃないですかという、そういう不徹底性というか、弱点があるわけですよ。だけど、その弱点を本市の見解にするのはよろしくないというふうに、私の見解を示しておきたいと思います。そこで、今、受動喫煙で年間どれぐらいの方々がお子さん、高齢者、女性、気管支にかかわる疾患、あるいは肺がんなどで亡くなっているか、統計上の数字はわかっていますか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。今ちょっとその数字は持ち合わせておりません。

○川上委員

それで、死亡以外にも、のどの痛み、咳、心拍数の増加、手足の冷え、長期的な影響としては、心筋梗塞や呼吸機能の低下、流産、早産などが受動喫煙で、やっぱり指摘されているわけですよ。国立がん研究センター、がん対策情報センター、がん登録解析室長が、3年前にどこでもやっていると思うけど、だから、亡くなった方はそのときの報告では1万5千人ですよ。自殺者が今、3万人に少し下回っているくらいかな、そういう人数から言えば、亡くなった方々でも1万5千人ですよ。それ以外の、今、申し上げたような影響を受けて苦しんでいるというのは、相当あるわけですよ。一息でも受動喫煙ができない人たちというのは相当おられるわけです。ちょっと臭いが嫌だとかいうレベルじゃなくて。そうした中で、先ほど言われたような認識がどっちが一義か二義とかいうことではなくとか言われるんだけど、明確に受動喫煙が一義的、それを防ぐのが一義的だというふうに言わないと、どういうことなるかという、この飯塚市役所の玄関の人が通る所に喫煙場所をつくったりするわけですね。あれは、今回の改正増進法の本来の趣旨、あるいはその前の国際条約の趣旨から言っても正しい設置ではないんじゃないかと思うけど、どうお考えですか。

○健幸・スポーツ課長

今回の健康増進法の改正においては、今、質問委員のおっしゃられたように、その趣旨といたしましては、受動喫煙の防止でございます。ただし今回、改正の中でいろんな施設、第1種と第2種という形で分けられておりまして、市役所庁舎につきましては、第1種施設で、今回7月1日から施行というか、対象となるという施設となっております、この市役所についてはですね。その場合、基本的には敷地内禁煙、これが原則でございます。ただしというところで喫煙場所を設置できる条件といたしまして、喫煙をすることができる場所が区画されていること、喫煙する場所であることを記載した標識が掲示されていること、施設の利用者が通常は立ち入らない場所であること、屋外で受動喫煙を防止するための措置といたしまして、この3点がございます。今、ご指摘の市役所庁舎の正面玄関右側のところの喫煙ゾーンでございますけれども、この3番目の施設の利用者が通常立ち入らない場所であること、通路部分ではございますけれども、そここのところで臭いであったりとかいう声がございますので、その辺については総務課のほうと今後協議をいたしまして、法の趣旨を守っていただくような形で協議をさせていただこうと思っております。

○川上委員

市役所本庁舎は、学校、病院、児童福祉施設等行政機関についてはという流れの中に位置づけられて、第1種なんですよ。これは原則、敷地内禁煙なんです。ですから、駐車場がありますよね。駐車場の中で車に乗ってたばこを吸っても本当はいけないんです。誰が監督しないといけないかという、この場合、市長が監督しないといけないんですよ。喫煙を中止させないといけないわけですよ、本来。これからは、我が国の改正健康増進の不徹底さのところなんですよ。だけど、特定のものをつくれれば、今言われた何だっけ、特定屋外喫煙場所を設置することができれば、そこなら吸っていいよとかいうわけですよ。このような不徹底は、国際条約では認めてないんですよ。けど日本の場合は、そうしたわけですよ、強引に。今言われた特定

屋外喫煙場所というのはどういう形ですかということ、これは、昨年9月21日のたばこの健康影響評価専門委員会に出された資料ですよ。国の専門委員会に出した資料です。その中で、3つ言っていますよね。喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること。区画されているというのは、どういうことでしょうか。それから、喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること。子どもが見て、今コマーシャルにもたばこを吸っている場面とか、JTだってごみ掃除をしているコマーシャルでしょう。だいたい、たばこのコマーシャルはあり得ないですね。それから、ドラマの中でもたばこを吸わないでしょう。そういう状況の中で、子どもが通るところに、ここがたばこを吸う所ですよと堂々と書いているよね、飯塚市の場合は。だから想定外なんです、国の専門委員会の。それから最後に、3点目に言っているのは、施設の利用者が通常立ち入れない場所に設置することと。1階のあの場面には施設の利用者は通常、立ち入らないでしょう。吸う人しか。くるっと回ってと言うかも知れないけど、あれも想定外なんです。通常、立ち入らない場所というのは、建物の出入り口の前ではなく、建物の裏や屋上等に設置することを想定と書いているじゃないですか。この不徹底の議論をした専門委員会でも。そこ、どう思いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:48

再 開 14:00

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

庁舎の前に喫煙場所がございます。これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、総務課と協議をいたします。私どもといたしましては、今回、健康増進法の改正の趣旨を考えまして、そのことを適正に周知をする。そのようにしていただくということの指導は続けていきたいと思っております。

○川上委員

考えてみると、副市長、この庁舎は設計を始めたときは、この受動喫煙問題というのはあまり議論になっている時代じゃないんですよ。我が国においてはですよ。一昨年の5月8日オープンでしょう。その後、国際条約も既に日本は批准していたんだから、その第1眼目がこの受動喫煙被害を許さないということですからということでようやく不徹底ながらも、こういう流れになっていたわけだから、この庁舎自身は2階から上も、大分、あちらで吸ってください、こっちはだめですよとかいう変遷があったけれど、構造上、今の受動喫煙に対応するような構造になっていないんですね。そういった点から言えば、どうしても市民が、高齢者から子ども、病気の方も含めて通る玄関の出入り口にああいうのを残しておくということは、そういう意味では一刻も猶予ならないし、適切な措置をとる必要があると思うけど、副市長、どうですか。

○副市長

改正法の趣旨もございますので、庁舎の前につきましては、いろんな方も通行される場所でもございますので、撤去する方向で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○川上委員

早急に手を打っていただきたいと思います。

次は第6章に「がん対策推進計画」、これは計画の97ページですけどもあります。この中で2節、がん対策の推進、100ページにあります。がん検診の問題について、どういう状況なのか、資料も計画の中にはありますので、どういう状況で、どう評価しておるのかについて、まずお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

がん対策につきましては、本市におきましては、がん検診を実施いたしております。さきの本会議一般質問のときにも質問が出されていたかと思いますが、受診率が低いという状況でございます。県内の中においても下位のほうに飯塚市が位置しているという状況でございます。これに対しまして、対応といたしましては、がん検診が受診率が非常に低い反面、特定健診の受診率は県の中においても上位となっております。そここの検診というところでのタイプアップというか、いろんな形での受診勧奨、これについて今協議しているところでございます。そして、受診率の低さに対応するためには、受診勧奨が一番だと思っておりますので、そこにつきましても、今後、対応していきたいと考えております。

○川上委員

個別的な受診の勧奨は、他自治体との関係でいうと効果があるものですか。

○健幸・スポーツ課長

受診勧奨、個別の受診勧奨につきましては、ある程度の効果がある、ほかの自治体の例でございますけれども、ある程度の効果が期待できるものと考えております。

○川上委員

それも重要と思えますけど、やっぱり3つぐらいの手立てで、総合力でいく必要があるのではないかなというふうに考えます。

次は7章、母子保健計画、107ページですけれども、ここは非常に重要、全体が重要ですけど、読めば読むほどという新たな認識を持たされたところもあります。それで大変少ないスタッフで、これだけの仕事をしているのは大変と思えますけど、今、特に力を入れて進めようとしているところは、どういったところでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

この母子保健の分野におきまして、私どもが力を入れている点と申しますと2点ございます。1点は昨年度より子育て包括支援センター、お父さん、お母さん、それとお子さん、妊娠期から切れ目のない支援ということで、その対策を行っております。母子手帳交付時より、特定妊婦、ちょっと注意が必要なお父さん、お母さんということになりますけれども、そういう方については、いろんな相談に応じるという体制を、その後も継続して行ってっております。2点目でございますけれども、こちらについては、近年いろんな発達障がいをお持ちのお子さんが増加しているというふうに考えております。その方たちへの対応、私どもが今、所管させてもらっているのは、就学前でございますので、その後、学校に上がりましても、その方たちの支援がしやすいような体制で引き継がれるような形で、その子たちが成長していく、そんな体制づくりについて今、力を入れているところでございます。

○川上委員

第1節が「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」と。第2節が「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」、第3節「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、第4節「妊娠期から児童虐待予防への取り組み」ということで、非常に重要な課題だと思いますけど、この母子保健計画を実施、実行する上でのスタッフ、体制的なことについての工夫は、何か特別なことがありますか。

○健幸・スポーツ課長

私どものところの保健センターだけでは、スタッフに限りがございます。ほかの分野とのかかわりのある業務というところがございますので、庁内子育て支援課であったり、社会・障がい者福祉課等々と連携を密にして業務に当たっているというところでございます。

○川上委員

きょうは大きいテーマで4点、お尋ねをしました。次回以降、もう少し掘り下げて私自身も住民の皆さんからの声を聞き、職員の皆さんからも状況をよく聞いて、より充実したものにも計画がなるし、さらに実施、実行できるように質問をしていきたいと思えます。質問を終わり

ます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本件はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市人権問題市民意識調査について」の報告を求めます。

○人権・同和政策課長

報告に入ります前に、9月13日開催の協働環境委員会で、川上委員の質疑において間違った答弁をしていましたので、訂正し、謝罪させていただきます。前回委員会において、市民意識調査の対象者の抽出についてですが、川上委員より旧自治体ごとに何人と考えているのかとの質問に対し、旧自治体ごとに5つの区分に分け、それぞれ600人を抽出する旨の答弁をしましたが、正しくは12地区交流センター地区ごと、各250人ずつの抽出となります。お詫びし、訂正させていただきます。今後はこのようなことのないよう、正確な答弁に努めてまいります。申しわけありませんでした。

「飯塚市人権問題市民意識調査について」、報告します。本調査については、9月10日に調査票を発送し、1カ月間の回答期間を設け1207通の回答をいただきました。率に直しますと40.23%の回収率になります。回答いただいた調査票は現在、回答内容の入力、集計、分析作業を行っているところでございます。今後につきましては、年内に集計、分析を終え報告書の作成に取りかかり、年明け2月末をめどに報告書完成を予定し、報告書の概要版の作成を3月に行う予定であります。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この調査の名称は、飯塚市人権問題市民意識調査業務委託となっております。私の手元に仕様書があります。どういうことかという、この業務を福岡県人権研究所という福岡県吉塚合同庁舎4階にある団体に委託しているからなんですね。その仕様書です。それで、回収率が40.23%と言われました。質問項目によって無回答、ノーアンサーがあっただろうと思うんだけど、31項目ありますね、質問項目が。一番ノーアンサーが多かったのは、どういう設問だったかわかりますか。

○人権・同和政策課長

現在、まだ入力集計作業のほうの途中経過の報告というのが、まだ入力途中でございまして、行われておりませんので、今質問者が言われるノーアンサーの部分につきましては、まだ把握できておりません。

○川上委員

業務の目的が、仕様書に4行書いてあるんですけど、どういう趣旨か説明してもらえますか。

○人権・同和政策課長

業務の目的でございませけれども、仕様書の中、4.業務目的、人権問題に対する市民の意識について現状を明らかにすると同時に、これまで行ってきた人権教育及び啓発事業等の成果と課題を分析し、人権尊重のまちづくりを進めていくため、総合的かつ計画的な推進を図り、人権問題の早期解決に寄与することを目的となっております。

○川上委員

この業務、事業は、法的には何に基づいているんですか。

○人権・同和政策課長

本市の飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例、こちらの中、第7条に実態調査というのがございます。こちらのほうで、この調査については行っているというふうに考えております。

○川上委員

その市条例の7条でしょう。今、答弁があったのは、実態調査と書いているでしょう。この業務目的は、実態調査じゃないですよ。先ほど読み上げて紹介していただきました業務目的。これは意識調査でしょう。だから、条例7条の実態調査に基づけるはずがないんですよ、と考えたわけです。そうすると、この業務は何に基づくのかなという質問です。

○人権・同和政策課長

今回、この第7条においては、市は差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとするということで記述のほうがされております。この実態という中には、意識も含まれるものというふうに考えております。

○川上委員

なぜこの中に実態という単語がないんですか。条例に基づくのであれば、条例の中にある言葉を使って、業務目的をつくらないといけません。なぜ、実態ということがないんですか。

○人権・同和政策課長

内容につきましては、市民の意識の実態を教えてくださいというふうな内容でございますが、表記につきましては、その意識の実態とまで踏み込まず、意識調査ということで実態については書いておりませんでした。

○川上委員

条例によらない業務である疑いが強い。それで業務内容、この人権研究所に委託しようと、随契ですからね、これ。委託しようとする場合に幾つかあるんだけど、7項目あるんですけど、1項目に調査票の作成というのがあります。人権に関する設問、回答等25問程度について、A4両面印刷でおおむね16ページ以内とし、と書いているんですよ。ここに情報開示請求でもらった調査表があります。何問ありますか。

○人権・同和政策課長

32問ございます。

○川上委員

32問目は、フリーで書く欄です。仕様書で25問程度と書いているのが32問になっているわけでしょう。これはどういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

こちらのほうは検討委員会の中で設問について検討を行い、その結果、32問となったものでございます。

○川上委員

検討委員会というのは何のことですか。

○人権・同和政策課長

検討委員会とは、申しわけありません、飯塚市人権問題市民意識調査検討委員会でございます。

○川上委員

どういう構成、目的、これは何ですか、市が設置した機関なんですか。目的は何か、責任者は誰か、構成メンバーどういうふうになっているんですか。こういったところで、市の仕様書

を变えることができるんですか。

○人権・同和政策課長

まず目的でございますが、所掌事務につきましては、まず市民意識調査の調査時期及び調査機関に関すること。2点目としまして、市民意識調査の内容の検討に関すること。3点目としまして、市民意識調査の集計結果の科学的把握及び分析に関すること。また、前3号に定めるもののほか設置の目的を達成するために必要なことが所掌事務となっております。また構成メンバーについてでございますけれども、構成メンバーは、部落解放同盟飯塚市協議会、飯塚男女共同参画推進ネットワーク、特定非営利活動法人人権ネットいづか、学識経験者、市民協働部人権・同和政策課長、市民協働部男女共同参画推進課長、福祉部子育て支援課長、福祉部高齢介護課長、福祉部社会・障がい者福祉課長、教育部学校教育課長の計11名になっております。責任者としてしましては、当検討委員会につきましては、委員長ということになります。

○川上委員

委員長は、誰と言われましたか。

○人権・同和政策課長

委員長につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会のほうから選出されている方のうち、1名が委員長に就任されております。

○川上委員

検討委員会は全員で何人ですか。

○人権・同和政策課長

11人になります。

○川上委員

部落解放同盟から何人出ておるんですか。

○人権・同和政策課長

2名になります。

○川上委員

委員長は誰ですか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟のほうから選出された方のうちの1名、委員長ということになっております。

○川上委員

名前を聞いているんです。

○人権・同和政策課長

田中廣文委員長になります。

○川上委員

その方は部落解放同盟2人と言うけど、部落解放同盟の中でどういう役職の方ですか。

○人権・同和政策課長

執行委員長になります。

○川上委員

部落解放同盟っていっぱい組織があるんですよ。何の執行委員長ですか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協議会執行委員長になります。

○川上委員

そうすると、この飯塚市が随契で業務委託する吉塚の福岡県人権研究所に、これでやってくださいねということを出した仕様書の中に、明確に25問程度というふうに書いているわけですよ。これが32問になっているわけだが、その理由について、先ほど、この田中廣文さんが委員長の検討委員会で決めたと言ったでしょう。そういうことができる組織なんですか、この

検討委員会は。

○人権・同和政策課長

まず、先ほど所掌事務のほうでご説明をしましたとおり、調査の内容の検討、こういったこともする中で、どうしても設問数が膨らんできたと。これを受けまして、執行部のほうとしましては、おっしゃられるように、仕様書のほうが設問数のほうがある程度、25問程度ということになっておりますので、ここの部分について業者のほうに、若干設問数がふえるけれども、そこについてはどうかというふうな協議を行いまして、そういったことを受けての設問の増設になっております。

○川上委員

検討委員会で内容を検討したというけれども、内容を検討ということと設問数を延ばすということは違うでしょう。こっちに明確に25問程度と書いているんだから。25問の一つ一つの内容について検討することを任務しているわけでしょう、この検討委員会は。問いの数をふやしてよいとか、どこにも書いてないでしょう、仕様書には。検討委員会で決めるというのは、決めてはならないことを検討委員会が決めたということもあるけど、飯塚市が断ればいいじゃないですか。25問ということが発注するんですと。あなた方は中身について意見は出してくださいと。これが筋じゃないんですか。人権研究所が25問程度で、270万円で契約しているのに、32問になるんだったら、もう少しふやしてくださいと言ったらどうするんですか。仕様書を変えるということがあるかもしれないけど、その場合は発注者と協議し作成することというのがあるので、その発注者と協議しているはずだよね。検討委員会がこんなふうなこと、検討委員会と人権研究所は、共通の地盤があるところですからね。部落解放同盟という点で。それで、どういう協議をしたか、教えてください。人権研究所と飯塚市が。

○人権・同和政策課長

まず1点、私のほうの先ほどの答弁のほうで、この検討委員会の中で決定したというふうに私が申し上げているのであれば、それは誤りでございました。あくまで、この検討委員会につきましては検討する中で設問数がふえていったと。ただふえていったことについては、この委員会の中での決定ではなく、ふえたことで要望を、その検討結果としてこういうふうにするがというふうな要望というか、検討結果を市のほうが、執行部のほうが委託業者のほうに検討した結果こういうふうにする、仕様書よりもちょっとふえるけれども大丈夫だろうか。そういうふうな内容での業者との協議になります。その結果、業者のほうが、その32問ぐらいだったら、まだこの仕様書の範囲内でもいけますということでもございましたので、32問ということになった経緯でございます。

○川上委員

25階建てのビルを、32階建てにしてくださいというふうに仕様書を変える場合、手続は何かあるでしょう。25を32に変える程度に納まらないでしょう。仕様書の変更とかいうのはあるんじゃないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:29

再 開 14:38

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

仕様書の変更についてでございますけれども、25問程度が32問にふえたことについて、仕様書の変更については、この範疇であるということで捉えまして、変更のほうはしておりません。

○川上委員

飯塚市では25程度というのは32も含むという答弁ですね。それで、その調査表の原案があったわけでしょう。それは25問だったんですか。

○人権・同和政策課長

当初、素案については30問を予定しておりました。案として出しておりました。

○川上委員

30問を誰がつくったんですか。

○人権・同和政策課長

前回設問をもとにしながら、委託業者のほうで素案をつくっております。

○川上委員

飯塚市が25問程度といったのに、福岡県人権研究所が30問つくってきたわけ。あなた方はそれをどう思ったんですか。

○人権・同和政策課長

設問数から言いますと、当然仕様書の設問数とは離れた形にはなっております。若干多めになっておりますけれども、市のほうで施行しました条例、また2016年に施行されました法、こういったところを踏まえた部分で、設問のほうも内容がありましたので、こういった部分で少しふえてもやむを得ないのかなというところで考えました。

○川上委員

その30問をどうしたんですか。30問のやむを得ないと考えた調査票、これは、どういう扱いになっていくんですか。

○人権・同和政策課長

頂いた30問につきまして、設問内容を前回調査の設問内容と比較しながら、その部分について確認をした後に、検討委員会のほうに素案として提案のほうをさせていただいた次第です。

○川上委員

そしたらまた2つふえたというわけですね。そういうことですか。

○人権・同和政策課長

その結果、検討委員会のほうで、要望として2問ふえたということになります。

○川上委員

そしたら、またやむを得ないという判断をしたわけですね、あなた方は。さっきの答弁から言えば。そしてそれを、今度はまたこの人権研究所に、おたくは30と言ってきたけど、うちの検討委員会で検討したら32になったよと。25と言っていたのが、30出してみたら、もっとふやせと言われたわけですね。この業者にしてみれば。そういうことでしょうか。

○人権・同和政策課長

前回5年前の調査をもとにして、5問ほどの設問の増が必要だというふうに市のほうとしても判断しまして、検討委員会にかけた結果、関係機関のご意見などを参考にしたら、さらに2問の増設がやはり必要ではないのかというふうな判断に至ったということでございます。

○川上委員

人権研究所は驚いたでしょうね。25と言われたけど、30になりましたとあって、5つも多いのに受け入れてくれたと。大丈夫かな、削られるかなと思ったんじゃないですか。もっとふやせと言ってきたんだから、びっくりしたでしょう。

それで32の設問の内訳ですよ。これは内心の自由を侵す設問が多数ある。最初の基本的な、だいたい、性別がいるんですか、これ。基本項目とか書いてあるけど。性別で、男性とか女性とかその他とか書いてあるけど、こんなことを聞く必要があるんですか、だいたい。それから、年齢はあるでしょうけど、それで人権全般についてのお尋ねというのは8項目あるんですよ。中には、あなたは人権の問題について興味、関心があるか。どの人権問題に関心があるか。一番に同和問題とか部落差別問題とか書いていますけど、国の流れとは違う。それから、その次

は人権侵害されたと感じたことがあるか。だいたい丸とかなんですよ。それで、人権問題に関する次の法律や条例のうち、大まかなことを知っているのも含めて、知っているのを丸つけろというんですよ。13項目あるよ。この中に、男女共同参画推進条例とか、子どもをみんなで守る条例とかありますけど、13のうちの3つは、市のこの間つくった部落差別をはじめ云々の条例と国の部落差別解消推進法と、それから県の部落差別解消推進条例、同じようなものを3つ入れて、肝心かなめの日本国憲法の規定の問題とか、それから世界人権宣言だとか、この間にいろいろ人権規約とか出されているのがあるじゃないですか。そういうものは全然ないわけ。そして、大きい2が同和問題、部落差別についてお尋ねしますときているわけですよ。これが10項目あるんですよ。部落差別問題というのが。その次、3番がさまざまな人権問題とくるわけですよ。7項目、女性の人権に関するものが1問、特に問題であると思うもの全てに丸をつけてください。その次に、子どもの人権が1項目。高齢者1項目、障がい者1項目、インターネット上の問題について1項目、外国人、LGBTQ関係のこと、外国人のこととか、少数民族のことは何もない。1項目ずつです、あっても。同和、部落問題というのは、極めて異常に突出しているよ。かつ、問9などに至っては、同和地区住民の人権に関する現状でときてますよ。飯塚市は同和地区はありませんというのがあなた方の見解でしょう。ない問題について、なぜこのように質問するわけですか。ここで言うあなた方が言う同和地区というのは、何のことなんですか。同和地区住民とは誰のことなんですか。答弁を求めます。

○人権・同和政策課長

同和地区というのは、法の失効以後ないというふうなところで、今年度から同和問題につきましては、部落差別問題、部落差別解消問題ということで、部落差別というふうな表現のほうを前面に押し出ししながら、対応のほう、また啓発のほうを行っているところでございますけれども、同和というふうな文言というのが、地対財特法の法施行後、長期間にわたり、やはりどうしてもまだ皆様方のほうには、同和問題というふうに表現をしなくては、設問にならないというふうなところがございましたために、おっしゃられるとおり、確かに同和地区住民、同和地区というのはございません。ございませんけれども、実態としまして被差別部落に住まわれていた方々、こういった方々の人権に関する現状ということで、こういうふうな同和というふうな表現を使っているものでございます。同和という表現を部落差別というふうに表示できる部分につきましては、順次、部落差別問題というふうに表示のほうをしておるところでございます。

○川上委員

全然だめやね。同和地区はないんでしょう、飯塚市には。ないのに、その問題についてどう考えますかと聞いてみたり、それから同和地区がないんだから同和地区住民というのは存在しないでしょう。そのことを問うたら、今何て言った。被差別部落とか言った。飯塚市に被差別部落があるんですか。そういうことじゃなかったですかね、飯塚市に被差別部落があるという、そういう趣旨の答弁ではなかったですか。

○人権・同和政策課長

発言の訂正をさせていただきます。飯塚市のほうに被差別部落地区というのはございません。現在、部落差別問題ということで、この部落差別に苦しめられている方々、こういった方々の人権に関する現状ということでございます。

○川上委員

だから、ここはないものについてなぜ聞くのかと。存在しないものに関することをなぜ聞くのかというのがもう既に出てくるわけですよ。それから、後の設問はひどいですよ。特にひどいのは、解放同盟がこういうことを言うわけですよ、糾弾会とかで。解放同盟が過去、糾弾会で喋っているようなことをずっと設問にしている。市民は、このアンケートを通じて、あたかも糾弾を受けているような感じですよ。あなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとした

とき、あなたはどうしますか。当てはまるものの1つに丸つけてください。その他、具体的に書いているじゃないですか。糾弾会で使う言葉ですよ、解放同盟が使ってきた言葉です。それから、今、あなたのお子さんと言ったんだけど、あなたが同和地区の人と結婚しようとしたときに、家族や親類から反対を受けた場合どうしますかと。当てはまるもの1つに丸をつけてください。その他具体的に書いてあります。飯塚市からあなたに答えてください。特定の人に手紙を送って、それが誰かを飯塚市はわかっている。公権力を持っている人間が指名して、あなたが結婚する相手がどうだったら、こうだったら、あなたのお子さんがどうだったら、なぜ飯塚市からそんなこと言われなきゃならないんですか、聞かれなきゃならないんですか。なぜ聞くんですか。これは、憲法第19条、思想及び良心の自由、思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。これにも違反する行為だと私は思いますよ。さらに婚姻の関係について、あえて言えば、憲法第24条は、家族関係における個人の尊厳と両性の平等ということで、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、と明確に書いてあるじゃないですか。これ以上のことがいりますか。公権力からなぜ聞かれなければならないのか、飯塚市民は。あなた方は、この憲法第19条にも違反するアンケートを送っているというふうに思いませんか。梶原副市長、読んだことがありますか、これ。こうも書いているんですよ。問いの12、同和問題、部落差別問題にかかわる次のような体験のうち、あなた自身に当てはまるもの全てに丸をつけてくださいとくるんですよ。自分は必ず特定されます、公権力によって。アンケートが来ているんだから。住民基本台帳で来るんだから。相手は、市民のほうは、まさかこれが住民基本台帳できていると思いませんよ。1番、当事者の友人や知人がいる、いた。当事者って何のことですか。

○人権・同和政策課長

まず1点ですけれども、今の委員のご質問の前段のほうで出てきました、公権力による特定という部分でございまして、確かに発送の段階では、当然発送物が、郵便物が届かなくてははいけませんので、住所、氏名のほうはございます。ただ回答につきましては、こちらのほうは、個人を特定するような情報はございませんので、回答いただいた方がまずどこのどなたかというのは、市のほうでは全くわかりません。次に、ただいまのご質問でございまして、当事者というのは問いの12の前段にあります部落差別問題にかかわる、そういった当事者の友人や知人がいる、またはいたということになります。

○川上委員

そんなごまかしを言ったらだめですよ。当事者というのは、部落解放同盟が使う言葉じゃないですか。当事者の友人や知人がいる、いた。そうであれば丸をつけるというわけですよ。あと、いろいろあるんですよ。授業や講演でどうのこうの、最後6番、自分自身が当事者であるというように書いておるよ。だいたい、昔だったら部落解放同盟がこれは問題にすべき質問ですよ。解放同盟が自分自身が追求すべきようなことを、自分でアンケートをつくっていったらどうするんですか、これ。当事者って何のことですか。

○人権・同和政策課長

問12における当事者というのは、先ほど申しました同和問題（部落差別問題）にかかわる方でございます。

○川上委員

かかわる方というのは、どういう方のことを言うんですか。これを読んで、答えないといけないんじゃないでしょうか。当事者の友人や知人がいる。当事者って何だろう。あなたが当事者ではありませんかと聞かれてくるんですよ。当事者って何でしょうと。この議会の場にかかわる方と言うけど、かかわるとはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

部落差別を受けたことのある方でございます。

○川上委員

そんなこと書いてないでしょう。これは明らかに、部落解放同盟の言葉であって、あなた方が言う同和地区住民のことですよ。あなた、さっき訂正したけど、あなたのさっき訂正した言葉で言えば、被差別部落出身者のことを言っているのではないですか。そんな公のところで、きちんと答えられないようなことを書いて、送りつけて、督促状まで送っているじゃないですか。回答せよと。それは後で聞く。いずれにしても、副市長、こういう差別助長、内心の自由を侵すようなアンケートを、こともあろうに飯塚市が公権力を使って、そしてその差別の解消だとか、人権とか呼号している団体の影響下に市が置かれて、こんなものを出すのは異常ですよ。あまり長くしませんけど、それで250通ずつ、12公民館区、交流センター地域に送ったということですよ。これは、公民館区ごとの回答数はわからないでしょう。

○人権・同和政策課長

はい、わかりません。

○川上委員

そしたら、統計学というほどでもないと思うけど、どこから回答が来たかわからないのに、なぜまちづくり協議会ごとに250ずつ、住民基本台帳を操作して発送するんですか。

○人権・同和政策課長

市全域からの幅広い意見をお聞かせいただくために、それぞれの地区ごとに割り振りをしたものでございます。

○川上委員

前半と後半は、あなたの答弁の前半と後半は意味が繋がらないでしょう。市全域のために、12公民館区とか関係ないでしょう。住民基本台帳を、情報政策課で扱って、無作為に選ぶんだから、全域になるでしょう。違いますか。

○人権・同和政策課長

無作為に確かに抽出することにおきまして、地区ごとの偏りが生じず、まんべんなく広く市民のご意見をお聞かせいただくために、12地区に分けたものでございます。

○川上委員

極めて恣意的だと思いますよ。例えば、公民館区ごとの18歳以上の人口を母数にして、アンケートの発送数250を割ると、比率が出てきますよね。その比率は、住民対アンケート発送数ですよ、18歳以上の。一番高いのは菰田地区で7.27%、100人に対して7人、10人と言ったらちょっと言い過ぎやけど、それぐらいですよ。穂波は1.17%ですよ。100人で1人ぐらい。割り算したら6.21倍ですよ。これがまんべんなく、これは地域ごとに整理して、菰田ではこういう意識の方が多いとか、穂波ではこうですというのは、やるべきではないと思うけど、統計学的に、統計上のことと言えば意味があるよ。でも、まんべんなく、それを問わないんだったら、問うてない、結果として。この格差が生じるとわかっているでしょう、最初から。企画したときから。まんべんなくと矛盾があるよね。無作為だとか言いだしても、無作為という意味が、ほぼ意味がなくなるよね。なぜ、こういうふうにしたんですか。

○人権・同和政策課長

確かに、先ほど菰田地区のほうを例にとりいただきました。見方を変えますと、こういうふうな各交流センターごとに250というふうな数字を設定しなかった場合、逆に、菰田地区のほうからのご意見というのが、著しく少なくなってくるものというふうに考えます。その結果、確かに人数が多い穂波地区、こういったところは少ないところから見れば抽出率としては少ないというふうな形にはなりますけれども、250人という均等な人数、こちらの方々からの各地区、平等なご意見をまんべんなくいただくということで、広く12地区に分けたものでございます。

○川上委員

このアンケート、ほしくもないということで、余計なものを送ってきたなという人もおるか

もしれん。これがもし意識調査ではなくて、プレミアム商品券か何かの当たりくじだったらどうします。無作為で、市民平等に当たるように、12公民館区で送ったんですと。おかしいでしょう。それで、ちょっとよく考えて、ちょっと落ちついて。もうやってしまったんだから、ゆっくり考えればいいじゃないですか。誰がこんなことを思いついたのかね。なぜ課長が、旧自治体区で500ずつとか間違った答弁してしまったのか、よく考えてみたらいいじゃない。誰が言い始めたわけ、こんなこと。それから、

回収はどうやってするんですか。これは返信用封筒か何かで返ってくるんですか。

○人権・同和政策課長

回答につきましては、返信用の封筒を同封させていただき、そちらのほうで回答をお願いしております。

○川上委員

部落解放同盟に、別に500ぐらい渡して、組織内でアンケートを書いてもらって、あるいは特定地域で書いてもらって、回収したというようなことはないんですか。

○人権・同和政策課長

ございません。

○川上委員

過去やったのに、今回はしなかったわけですか。

○人権・同和政策課長

前に行いました意識調査の折には、実態調査といった調査を行っております。そちらのほうは今、委員がおっしゃられる部分だと思います。今回の分につきましては、意識調査でございますので、全て郵送で発送をさせていただいております。

○川上委員

そうすると郵送以外の回答はないということを確認しますよ。それで、この設計書、随契をかけるときの見積もり、設計書があるんだけど、調査票の印刷、3千部と書いていますよ。これ、調査票これは今紹介しましたからいいですよ。礼状兼督促状、はがき印刷してあるんですよ。3千枚。礼状兼督促状というのは、どんなものですか。

○人権・同和政策課長

設計の中におきましては、確かに項目としまして、礼状及び督促状というふうな表現のほうをしておりました。しかしながら、督促というのはなじみませんもので、あくまでも協力依頼ということで、設計の中には確かに督促など書いておりますけれども、現実的にはお礼状、またあわせて、未回答の方については、回答の協力をお願いしますというふうな内容で発送をさせていただいております。

○川上委員

珍しい。お礼状も珍しいけど、まだの人は出して下さいよというはがきも珍しい。ほかに聞いたことがないでしょう。これは誰がつくったんですか、この設計書。解放同盟がつくったわけ。

○人権・同和政策課長

人権・同和政策課において作成しました。

○川上委員

この督促状というのは、何のつもりで書いたんですか。実際には、はがきにはそうは書いてませんと言ったけど、当たり前ですよ。督促状とかもう、何ですか、この督促状というのは。どうして督促状とか書いたわけですか。

○人権・同和政策課長

未回答の方に対してお礼状を兼ねて回答のほうを促すというところで、当初こういうふうな記載をしてしまっているものでございます。

○川上委員

次に行きましょう。それで250掛ける12の3千人の宛名書きはどうしたんですかね。誰が宛名書きするんですか。もう済んだから、誰が提案宛名書きしたんですか。

○人権・同和政策課長

宛名につきましては、タックシールという形で張りつけを行っております。

○川上委員

誰が張りつけるんですか。

○人権・同和政策課長

人権研究所でございます。

○川上委員

ここは守秘義務のことは書いてあるけど、現実には何人ぐらいで、このラベル張りつけ作業したんですか。

○人権・同和政策課長

人数については、ただいま手元に数字のほうがございませんので、申しわけありません。

○川上委員

そしたらこの3千人の名簿、誰が見たかわからないということを答弁されているんですかね。

○人権・同和政策課長

県の人権研究所の職員でありますけれども、その中のどなたというところまではちょっと、今この場では回答いたしかねるところです。

○川上委員

そのタックシールは、どこで作成したんですか。

○人権・同和政策課長

政策は市の担当部局のほうで作成をしております。

○川上委員

どこですか、担当部局。人権・同和政策課で印刷したんですか。

○人権・同和政策課長

情報政策課のほうから、打ち出しのほうをしていただきました。

○川上委員

情報政策課が300枚ぐらいになるよね、タックシール。1枚で10人でしょうから。300枚ぐらいのものを情報政策課が印刷するわけですか。印刷してそれはあなた方に渡すんですか。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは1冊ですか。1セット、2セットですか。

○人権・同和政策課長

2セットになります。

○川上委員

情報政策課からつくった2セットは、解放同盟に直接渡したんじゃないんですか。あなた方を介さずに。あなた方、答弁できないじゃないですか。だから、あなた方のところにはその名簿、3千人分のタックシールは、実は来なかったんじゃないですか。

○江口委員

委員長にお願いがあるんですが、これは飯塚市人権問題市民意識調査に関する報告についての質疑であるんですが、正直な話が、タックシールの張る人数であるとか、そういったところに関しては、ここ委員会で審議するというか、報告事項の中で質疑を重ねるといのは、果た

していかげなものなのかと思います。意識調査の内容に関して、これについて、これは人権問題、人権に照らし合わせて問題があるのではないかという問題提起等は必要であると思うんですが、どこまでするのかに関しては配慮していただきたいと思っております。あとあわせて、川上委員、せっかく質問されておられるんですが、私どもこの調査表とかを持っていませんので、この委員会にいる人間の中で、今の質疑がわかっておられるのは川上委員と、一部の担当者だけはないかと思っております。ぜひそういった部分も配慮していただいて、資料をお持ちなので、それを配布していただくとかを、あわせてやっていただけると実りのあるものになるのではないかと思っております。そういったことも含めて、ぜひやっていただきたいと思っております。ちょっと細かいところまでに行き過ぎているような気がいたします。その点については、委員長においてお取りはからいをお願いいたします。

(発言する者あり)

○川上委員

何だったっけ。(発言する者あり)

あとは締めくくりましょう。あとは12月議会の所管事務調査かなんかでしましょう。それでそのタックシールは、あなた方の答弁を聞いていると、情報政策課から業者のほうに、あるいはその友好団体のところに、直行で行っているんじゃないかと心配したんですよ。そんなことはないですか。きちんとあなた方が管理していますか。

○人権・同和政策課長

タックシールにつきましては、情報政策課から人権同和政策課のほうできちんと受け取り、管理を行ってまいりました。

○川上委員

そしたら、情報政策課は住民基本台帳の記載事実を使っているということなんだけど、これは、そういうものに使っていいんですか、住民基本台帳は。

○市民課長

住民基本台帳法第1条に目的に規定してあります、「住民に関する事務の処理の基礎とする」、「もって住民の利便を増進する」ということを根拠に、このデータの提供を行いました。

○川上委員

結果として、このアンケートの内容とか見てないでしょう。市民課長は。これは結果として、私が指摘するように内心の自由を侵す疑いがある、そういう内容満載ですよ。特定勢力の思惑どおりのものができ上がっている。しかも仕様書を超えて。こういうふうなものができ上がっていて、今その集約体制に入っていこうとしている、彼らの手によって。このときに、これが住民基本台帳によって、使われて3千人に郵送されたという事実が残ったわけだけど、これがまともかどうかについて、ちょっと冷静に考えてみる必要がある。指摘して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市交流センター整備状況について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

「飯塚市交流センター整備状況について」ご報告いたします。資料の「飯塚市交流センター整備実施計画【抜粋】」をお願いいたします。この抜粋資料にありますように、現在、立岩から庄内まで市内7交流センターにおきまして、それぞれ改修、新築建てかえの整備を実施しております。7交流センターの整備実施内容、年次計画につきましては、資料のとおりでございますが、整備進捗状況につきましては、それぞれの交流センターにおきまして、順調に進んで

おり、年次計画どおり推移しております。この中で、立岩交流センターにつきましては、令和8月末に建築工事が完了し、現在、外構工事が順調に進捗しております。予定では、全体の竣工を12月中旬とし、12月末に引っ越しし、翌年1月のオープンを予定しております。また、飯塚東交流センターにつきましては、10月上旬に改修工事が完了し、10月末までに引っ越しも完了いたしまして、11月にリニューアルオープンをいたしております。立岩、飯塚東以外の交流センターの進捗状況につきましても、資料の年次計画どおり順調に推移いたしますので、説明は省略させていただきます。今回の7つの施設全ての完成には、あと2、3年かかると思われませんが、最後まで誠意をもって対応していきたいと考えております。今後もそれぞれの交流センターの整備、進捗状況につきましては、引き続き、本委員会でご報告させていただきます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」報告を求めます。

○環境整備課長

「公用車による交通事故の発生について」ご報告いたします。資料「公用車による交通事故の発生について」をお願いいたします。本件は、去る9月24日火曜日、午前11時50分ごろ、環境整備課職員が桂川町役場からの帰路において、芳雄橋を立岩方面に走行し信号停止をしていたところ、前の車が動き出したため、職員も信号機の色が青に変わっているか確認しながら発進しましたが、信号機に気を取られ、前の車との車間距離が近くなっていることに気づくのが遅れ、左にハンドルを切ったが間に合わず、相手方車両左後方に追突し、双方の車両を損傷させたものでございます。被害の状況につきましては、相手方が車両後部バンパーの損傷、市側が車両前部バンパーの損傷となっております。なお、相手方、市側ともに人身傷害はございませんでした。今回の事故につきましては、当該職員の前方不注意が事故の大きな要因であることから、今後、このような事故が起こらないように、運転中は常に運転に集中し安全運転に努めるよう、当該職員並びに他の職員に指導を行いました。今後も引き続き、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により、報告をいたします。今回、報告をいたします工事は、菰田交流センター大規模改造工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、条件付一般競争入札実施要領、及び運用基準に基づきまして、市内建築一式工事のI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。次に、入札の結果について、ご説明いたします。本件につきましては、11社による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億120万円、落札率91.56%で株式会社住建設が落札をしております。なお、本県の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定しております。以上、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)及び現戦略の外部委員会による検証結果について」報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)及び現戦略の外部委員会による検証結果について」報告をいたします。資料1をごらんください。初めに、「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」について説明をいたします。本戦略は、本年4月に決定、報告いたしました策定方針に基づきまして、本市のまちづくり全般に関する最上位計画である第2次飯塚市総合計画のもと、各種個別計画との整合を図りつつ、戦略的に取り組むべき少子高齢化、人口減少への対応及び地方創生に関する施策について定め、また移住・定住施策を推進するための計画を兼ねるものとして策定作業を進めております。本日お示ししております素案につきましては、市内の高校生、大学生、市民の皆様へのアンケートや、市外から本市へ通勤される方を対象としました企業ヒアリング等を実施し、その結果や分析を踏まえ、庁内の専門部会において検討しましたものを有識者会議、本部会議を経て作成をいたしましたものでございます。

それでは、素案の説明をいたします。1ページからの人口ビジョン編におきまして、人口の将来展望における推計値と各種アンケートによる将来展望に必要な調査分析結果を示しております。4ページをお願いいたします。ここに示しておりますグラフは、本市の人口の将来展望でございます。平成27年の国勢調査をもとにして、国立社会保障人口問題研究所が推計した人口の推移が一番下の濃い青のグラフでございます。この社人研の推計に、飯塚市の直近の修正率、純移動数を反映させて算出いたしましたものが、実績値に基づく推計の緑色のグラフとなっております。さらに、本市の独自目標の修正率や純移動数により算出した独自推計を赤いグラフで示しております。推計の算出方法の詳細は3ページに記載いたしておりますが、この独自推計、赤いグラフが本総合戦略における人口目標数値といたしております。

飛びまして、23ページをお願いいたします。ここでは、調査結果の分析を示しております。①人口減少対策全般として、「働く場の確保」と「結婚や子育ての支援」の取り組みが求められる。②結婚・出産・子育てについてとして、金銭面の負担軽減と安定した雇用の確保や結婚に対する関心を高めるための取り組みが求められる。③移住についてといたしまして、福岡都市圏への転出が顕著であり、同圏域からの転入が少ない現状への対策が必要である。④若い世代の定住についてとして、まちの魅力向上や大学生のまちに対する愛着の醸成が求められる。と大きく4つの戦略・課題を示しております。次の25ページは、人口対策における基本的な視点でございますが、次期戦略における人口目標を第1次戦略と同じく、2060年の人口を10万人、2065年の人口を、9万9千人とすることを目標といたしております。

次に、26ページをお願いいたします。本ページ以降は、総合戦略編として基本目標と施策の基本的方向を示しております。27ページをお願いいたします。基本目標でございますが、次期戦略におきましては、基本目標を地域を元気にするしごとづくり、未来を創るひとづくり、次代を牽引する魅力あふれるまちづくりの、まち・ひと・しごとに合わせた3つとし、それらの数値目標を生産年齢人口、年少人口、高齢人口として、その達成値を戦略の独自推計値とすること、言い換えれば、社人研推計や実績推計値よりも多く、それぞれの人口を維持していくことといたしております。次期戦略におきましては、この3つの基本目標それぞれに基本方針を定めまして、それに基づき戦略的に取り組むべき具体的事業を示しております。また、次期戦略は毎年検証、見直しを行うことといたしております。目標達成に向け、具体的事業の取捨選択を適時行っていくこととなりますので、検討する事項等として、実施には至っていない

ものの検討すべき事業につきましても、示していくことといたしております。

28ページをお願いいたします。「基本目標Ⅰ 地域を元気にするしごとづくり」につきましては、数値目標を生産年齢人口と市内事業所数としております。基本的な方針を大学や産業支援機関、研究機関、医療機関等が集積している強みを生かし、医工学連携を初めとした新産業の創出、地場産業の育成と企業の立地を推進するなど、若者を含めた新たな雇用の創出と地域活性化を図ること。また、姉妹都市サニーベール市との交流事業を初めとした国際交流事業もとに、雇用創出や地域経済の活性化につながる経済交流を推進することにより、国際都市化を図ることとし、①創業の支援、次のページになりますが、②地場企業の育成・企業立地の促進、③国際経済交流の推進のもとに、それぞれ具体的事業とそれに関する目標達成指標KPIを示しております。32ページをお願いいたします。「基本目標Ⅱ 未来を創るひとづくり」につきましては、その数値目標を年少人口と市内小学校・中学校児童・生徒数といたしております。基本的な方針を、男女の出会いの機会を設けるとともに、子育て世代の移住・定住を促進するため、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援体制の整備と、多様化するニーズに応じた保育サービスの充実を図り、圏域はもとより、都市圏との良好なアクセスを生かした移住・定住の促進を図ること。また、学力向上を重点課題とし、その土台となる豊かな人間性の育成と体力向上を目指した小中一貫教育の推進、ICTの利活用や特色ある学校教育の充実に取り組み、みずからの力で生きる生き方を選択できるよう必要な能力や態度を身につけられるように、キャリア教育を推進し、さらに友好都市サニーベール市との交流事業初めとした国際交流事業の推進に取り組み、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図り、高校から大学への高等教育支援と就学支援を行い、次代を担う人材の育成を図ることとし、①妊娠・出産・子育ての一貫した支援と環境の充実、②特色ある学校教育の推進のもとに、それぞれ具体的事業とそれに関する目標達成指標KPIを示しております。飛びまして36ページをお願いいたします。「基本目標Ⅲ 次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」につきましては、数値目標を高齢人口と社会増減数としております。基本的な方針を、本市のまちづくりの中核に位置づけられている全ての人々が健康で生き生きと笑顔で暮らせる健幸都市の実現に向け、フレイル予防など長期的かつ横断的な視点に立った施策を推進するとともに、心豊かで生き生きと暮らせる健康長寿社会の形成に取り組みこと。本市と福岡・北九州都市圏を結ぶ広域交通を生かし、主要鉄道駅やバスターミナルの交通結節機能の強化や、交通結節点と都市機能施設観光交流施設、市内各地域を結ぶ交通ネットワークの強化を図り、アクセス性や周遊性の向上、各地域の生活利便性の向上を図るため、拠点連携型都市を推進すること。また、「住みたいまち 住み続けたいまち」であり続けるため、本市の特性である医療の集積を生かし、医療、介護、福祉の総合的な連携による地域の包括的な支援サービス体制の構築を推進し、あわせて本市の魅力を効果的に発信するシティプロモーションを推進するとともに、福岡・北九州都市圏との近接性や本市固有の地域資源を生かし、交流人口拡大に向けた観光振興から関係人口への発展、移住・定住化の促進に向けた取り組みを進めること。さらに、地域コミュニティを醸成し、地域のつながりを育むため、自治会、まちづくり協議会、NPO法人、ボランティア団体等との連携を進め、交流コミュニケーションによって地域の活力が持続する安全・安心の協働のまちづくりに取り組むこと。ソサイアティ5.0の実現に向け、まちづくりに取り組むこととし、①健幸で魅力あふれるまちづくりの推進、②次代を牽引する地域づくりの推進のもとに、それぞれ具体的事業とそれに関する目標達成指標を示しております。以上が、第2次総合戦略(素案)の概要説明でございます。

次に、本素案に関します市民意見募集につきましては、資料2をごらんいただきたいと思います。資料に記載しておりますとおり、11月11日から12月2日までを期間といたしまして、本素案による市民意見募集を行うことといたしております。集まりました意見につきましては、有識者会議並びに推進本部にフィードバックいたしまして、戦略策定に生かしてまいり

たいと考えております。

次に、現戦略の外部委員会による検証結果について報告をいたします。平成27年から本年度まで実施期間といたしております総合戦略につきまして、その検証を行うため、9月30日に外部委員会で構成する飯塚市総合戦略推進会議を開催し、各具体的事業の進捗確認や検証を行っていただきました。検証結果につきましては、ホームページにおいて公表することといたしております。また、戦略に関する創生交付金事業につきましては、ただいまお示しております資料の3から5の3件につきまして、本検証シートによる検証を行っておりますので、あわせて報告をさせていただきます。個別内容の詳細については、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、総合戦略における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○吉松委員

ちょっと1つ質問があるんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略という、まち、ひと、しごとという順番になっていますけど、基本目標の1、2、3というのは、しごとづくり、ひとづくり、それからまちづくりという順番になっているんですけど、これは何か意図があるのでしょうか。

○総合政策課長

今回の並び方についての意図はございません。現戦略の並びにあわせたもの、そして現戦略は国の総合戦略の並びにあわせて事業構成をしている関係で、事業表記につきましては、まち、ひと、しごとではなくて、しごと、ひと、まちという順番になっておる次第でございます。

○吉松委員

ということは、これはやっぱり優先順位を考慮してこういうふうになったということではないということですか。

○総合政策課長

優先順位に基づいて並んでおるといわけではございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今後のこの計画の策定に至るまでのスケジュールをお聞きしたいんですが、というのは、市民に対するご意見聴取に関しては、資料に出されておられるように計画がございます。他方で、私ども議会に対しては、こうやって各委員会に説明があってはいるんですが、第1次の総合戦略をつくったときは、全員協議会の中で複数回やってきたわけですが、それについてはどのようにやるお考えなのかお聞かせいただけますか。

○総合政策課長

前回の策定の経緯に関しましては、次年度に総合計画の策定を控えておりました関係で、執行部からの申し出に基づきまして、議会のほうで総合計画の策定を見込んだ中で全員協議会を開いていただいたというふうに記憶いたしております。今回の総合戦略につきましては、方針でもお示しましたが、総合戦略のもとに位置をいたします通常の行政計画と同じような考え方で策定をいたしておりますので、全員協議会等のご審議については、執行部のほうからご依頼はいたしていません。今後のスケジュールになりますけれども、今後につきましては、今、11月に市民意見募集をしておりますけれども、各閉会中の4常任委員会にあわせて報告をさせていただきますたら、続きまして、またその意見等を踏まえた中で、ワークショップそれから専門部会、幹事会等を開きまして、最終的な今度は案になりましたものを、有識者会議、

それから本部会議、それから議会へと報告をしていきたいというふうに考えております。

○江口委員

全員協議会はやらない、行政のほうからは求めないということなのですが、この後ワークショップ、専門部会、幹事会として案をつくる。それを有識者会議並びに本部会議、そして議会というふうな形ですが、そのときにはもう決定として下りてくるのか、それとも案というふうな形で示した上でやるのか、どちらでしょうか。

○総合政策課長

総合戦略の策定の最終的な判断は、庁内組織であります本部会議で行いますので、議会へ報告する段階におきましては、もう決定ということで議会には報告をさせていただこうと思っております。

○江口委員

ということは、私どもがこれこれこういうふうにするべきだと言うのは、協働環境委員会でしたら、きょうしかないということでもよろしいですか。

○総合政策課長

執行部が最終的に案をまとめますのは、今後の本部会議においてでございます。それをもとに議会のほうには確定案として報告いたしますけれども、その際にいただきました意見につきましては、実施前の状態でございますので、その意見につきましても反映する機会はあると考えております。

○江口委員

ということは、もう一度最終案として提示されて、私どもの提案等も含めて策定されるということでもよろしいですね。

○総合政策課長

委員おっしゃるとおりで理解していただいて構いません。

○江口委員

ありがとうございます。あと、かなり大きい比重を占めるのが人口推計だと思うんです。市長は15万人と言うんだけど、この総合戦略の中では10万人、そして9万人というふうな数字が出ております。そのあたりについては、どのような議論の中で、市長の想いの15万人というのは絵空事なのだというふうな形で置いておられるのか、それとも検討はしたんだけど、やっぱりこういったところかなというふうなところなのか、そのあたりをお聞かせください。

○総合政策課長

当然、人口につきましては、より多く維持したいという希望は我々も思っておるところでございますが、総合戦略につきましては、ちょっと具体的に戦略とか事業を絞って、あるいはターゲットをきちんと絞った中で策定しようという方針にしておりますので、今回につきましては、この構成されました考え方でありまして、個別事業の中で期待できる具体的数値を示した中では、示しておりますように、この目標数、2060年で10万人というところを目指しております。

○江口委員

その点については、もっと意欲的な部分を目指していいと思うんです。現実には2065年の数字が出ているんだけど、総合戦略というのは基本的に5年ですよ。ということ考えると、もっと意欲的にすべきではないかと思っております。

あともう一点指摘しておかなくてはならないのが、3ページに出ている表1では、出生率に関して、直近の実績値に基づく推計、真ん中の数字はずっと1.75なんです。本市独自推計、実際にこれをとっているわけですよ。1番下をとっているわけでしょう。これが右の表の赤線になるんだけど、これの2020年、来年度から2025年、実際の計画期間、総合戦略の計画期間に関しては、本市独自推計は、1.70から1.75なんです。ところが、この1.

75というのは、真ん中の段にあるように、もう直近の実績なんですよ。平成29年の実績値でしょう。これはずっとジグザグがあるかもしれないんだけど、基本的に上り調子なんですよね。そして、1.75まで上がってきたというのが平成29年ですよね。となると、本市独自推計が1.70から1.75というのに関しては、控えめというよりも、何でこんなに遠慮してるのという数字だと思うんです。これについては、再考していただくようお願いをしておきたいと思いますが、いかがですか。

○総合政策課長

特にこの1.70のところでございますが、この数字につきましては、平成22年から平成27年にかけての国勢調査の置きかえをして数字を合わせておる関係でこのようになっておりました、平成20年は、もともとの計画との乖離を避けるために扱わないようにしているのが、このスタートの結果でございます。ただ、委員が言われるように、控え目というような、現実より下がっているじゃないかと言われまして、もちろんそのとおりでございますが、第1次の計画との乖離を避けるために、2020年については変えないということで、この考え方を示しております。

○江口委員

その部分は、確かに括弧書きの中でも書いてはあるんだけど、そうすべきかどうかということに関しては、そうすべきではないと思うので、改めて検討をしていただきたいと要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。